

資料1

復興計画見直し・次期総合計画策定に向けた検討の基礎資料

- (1) 復興計画見直し・次期総合計画策定の方針 1
- (2) 復興の進捗状況と住民意向 5
- (3) まちづくりの着眼点と今後の課題 11

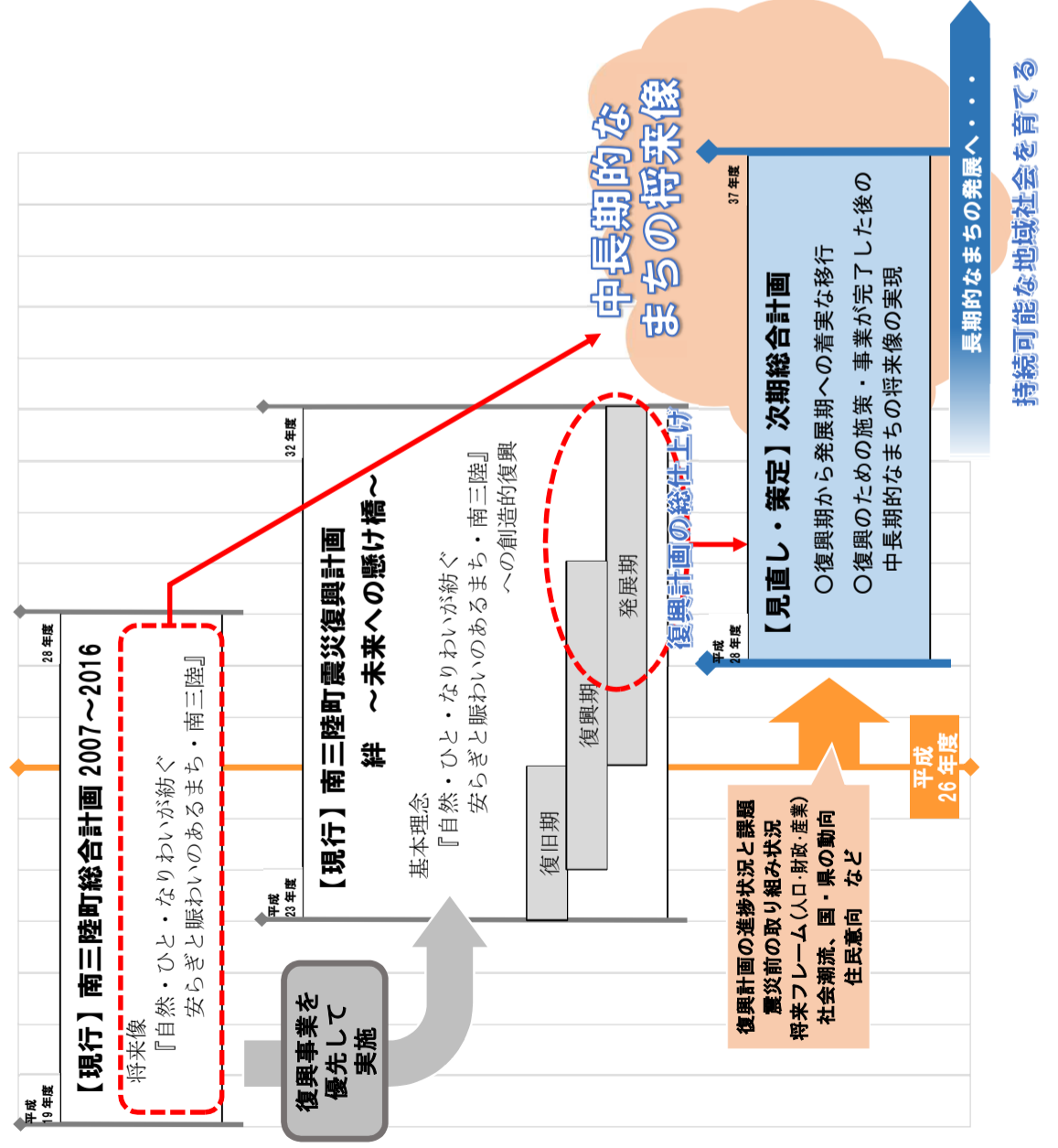
(1) 復興計画見直し・次期総合計画策定の方針

※本方針は、平成 25 年度総合計画審議会における審議・検討の結果をまとめたものである。

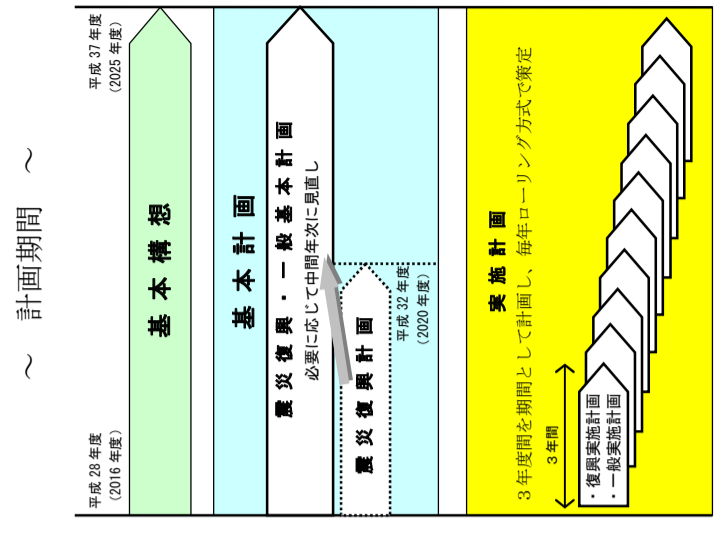
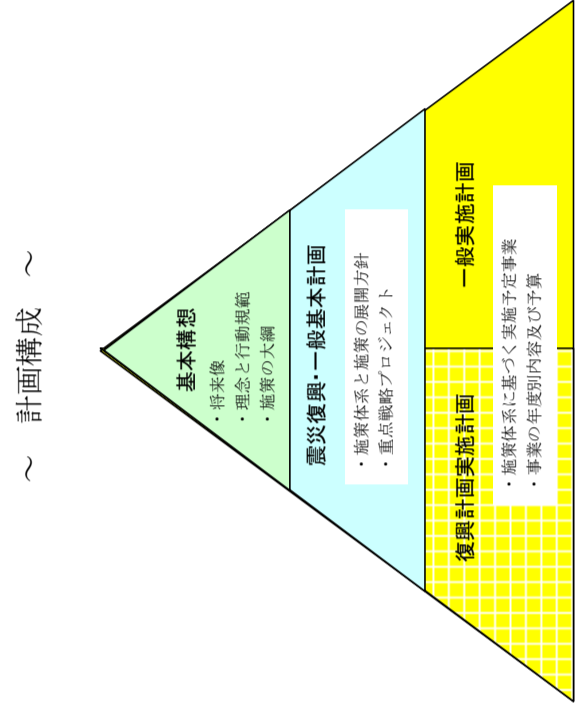
1. 計画見直し・策定の背景と目的

- 平成 32 年度を目標年度とする南三陸町震災復興計画（平成 23 年 12 月策定、平成 24 年 3 月改訂）は、平成 27 年度で計画期間の前半 5 年間が経過する。
- 復興計画の後半 5 年間については、復興期から発展期への着実な移行を図ることに加えて、復興のための施策・事業が完了した後の中長期的なまちの将来像の実現に向けて、戦略的取組みの基礎を築くための重要な時期となる。
- そのため、復興計画の後半 5 年の取組みを包含しつつ、計画期間終了後の取組みを円滑に進めることができるよう、復興計画見直し・次期総合計画策定を行う。

<復興計画期間終了後の中長期的なまちの将来像を見据えた見直し・策定のイメージ>



<計画構成・計画期間>



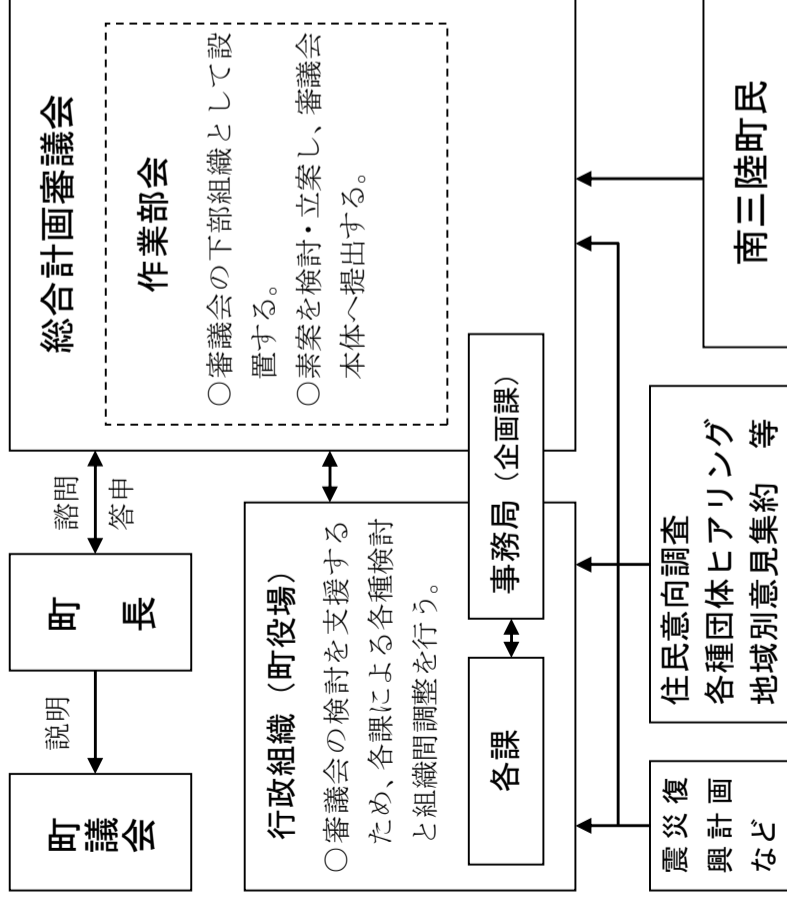
基本構想	計画期間	平成 37 年度を目標とする 10 年間
	役割・構成	◇復興しながら発展する本町の目指すまちづくりの基本理念、将来像とそれを実現するための施策の大綱を明らかにする。
	計画期間	平成 37 年度を目標年次とし、必要に応じて中間年次に見直す。
	役割・構成	◇震災復興に特化した震災復興計画と一般施策に対応する一般基本計画によって構成する。 【震災復興計画】 平成 32 年度を目標年次とする震災復興計画については、復興事業の進展状況を踏まえるとともに、基本構想で明らかにする創造的復興の姿を踏まえ、再構築する。 【一般基本計画】 施策の大綱に基づき、将来像の実現に向けて、震災復興計画以外の様々な施策を展開していくための指針となるもので、分野ごとと現状と課題を踏まえた主要施策を明らかにする。
震災復興・一般基本計画	計画期間	復興実施計画・一般実施計画は、それぞれ、3 年間を期間として毎年ローリング方式で策定
	計画期間	◇基本計画で定められた施策をどのように実施していくか具体的に示すもので、毎年度の予算編成や当面の行財政運営の指針となるもの。 ◇復興実施計画と一般実施計画とによって構成する。

2. 策定体制と総合計画審議会の位置づけ・役割

＜復興計画見直し・次期総合計画策定体制＞

- 復興計画の見直し・次期総合計画の策定に向けて、総合計画審議会は町長の諮問を受けて、基本構想及び基本計画の素案のとりまとめにむけた審議を行い、町長に答申する。
- 審議会の下部組織として作業部会を設置する。作業部会では基本構想及び基本計画の素案を検討・立案し、総合計画審議会に提出する。
- 総合計画審議会は、条例に基づき任命された委員として南三陸町民が参画する場とし、作業部会は総合計画審議会がメンバーを任命して開催する。
- 町長は、総合計画審議会からの答申を受けて基本構想・基本計画を策定し、町議会に説明する。
- 事務局は企画課とし、総合計画審議会及び作業部会を開催するとともに、行政組織（町役場）が審議会の検討を支援するため、各課による各種検討や組織間調整を進めるための事務を担当する。
- 検討の過程において、住民意向調査や各種団体ヒアリング、地域別意見集約等を実施することにより、町民の意向を把握し、検討の基礎資料とする。

～ 復興計画見直し・次期総合計画策定体制図 ～



○南三陸町総合計画審議会条例

平成 17 年 12 月 20 日
条例第 168 号

(設置)

第 1 条 町総合計画の策定及び町長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査審議するため、南三陸町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係行政機関及び団体の役職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第 2 項に掲げる要件を失ったときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第 4 条 審議会に専門の事項を審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知識経験を有する者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の事務を処理するため、企画課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 12 号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 28 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 23 年 10 月 1 日から、第 2 条及び第 3 条の規定は平成 23 年 11 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 33 号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 2 号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

総合計画審議会委員名簿

No.	団体等名	氏名	備考
1	宮城県漁業協同組合志津川支所	佐々木 憲 雄	運営委員長
2	南三陸農業協同組合	高 橋 正	代表理事組合長
3	南三陸森林組合	佐 藤 久 一 郎	代表理事組合長
4	南三陸商工会	須 藤 弥 代 治	会長
5	一般社団法人南三陸町観光協会	及 川 吉 則	会長
6	南三陸町建設協会	阿 部 隆	会長
7	南三陸町体育協会	高 橋 長 泰	会長
8	南三陸町社会教育委員	山 内 健 一	議長
9	南三陸町公民館連絡協議会	阿 部 國 博	委員
10	南三陸町民生委員協議会	佐 藤 光 行	会長
11	南三陸町PTA連合会	阿 部 か な	会長
12	前総合計画審議会委員	三 浦 弘 一	学識経験者
13	前総合計画審議会委員	伊 藤 和 長	学識経験者

＜総合計画審議会の役割・構成・開催内容（平成26～27年度）＞

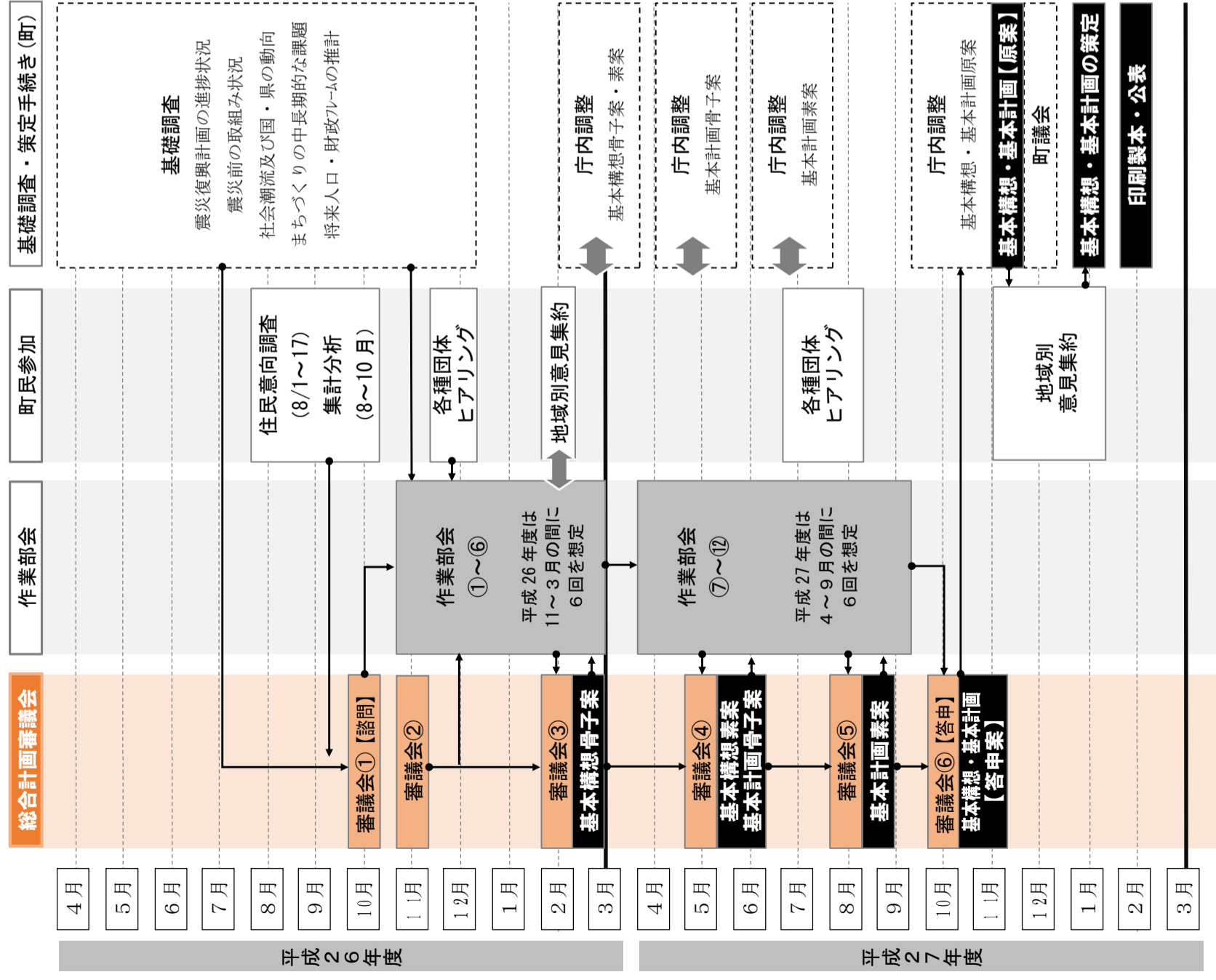
- 総合計画審議会は、審議会条例に基づき任命された委員で構成し、作業部会等による総合計画（震災復興計画を含む）の検討を受けて、全体調整や大局的な観点から審議を行い、素案としてとりまとめ、町長に答申する。
- 平成26～27年度にかけて、計6回開催する。平成26年度は、基本構想の骨子案の作成を目標とし、平成27年度は基本構想素案・基本計画素案のとりまとめを行い、町長に答申する。

① 役割	町長から総合計画（震災復興計画を含む）素案作成の諮問を受け、作業部会による素案検討を管理し、素案として取りまとめ答申する。		主な議題等	年 度	主な議題等
	年 度	年 度			
② 構成	審議会条例に基づき新たに任命された委員とする。				
	平成26年度	平成27年度	〔第1回審議会〕H26.10.31 ◇策定スケジュール ◇作業部会メンバー ◇基礎調査結果（現状・課題）	〔第4回審議会〕H27.5頃 ◇基本構想素案 ◇基本計画骨子案	
③ 開催内容（予定）	平成26年度	平成27年度	〔第2回審議会〕H26.11頃 ◇基本構想ワークショップ ・社会潮流の変化 ・これまでの取組課題 ・町民意向 ・人口・財政の推移と懸念事項 ・基本構想の構成とポイント	〔第5回審議会〕H27.8頃 ◇基本計画素案 ◇論点の絞込み	
	〔第3回審議会〕H27.2頃 ◇基本構想骨子案		〔第6回審議会〕H27.10頃 ◇答申案		

（参考）総合計画審議会 作業部会の役割と構成

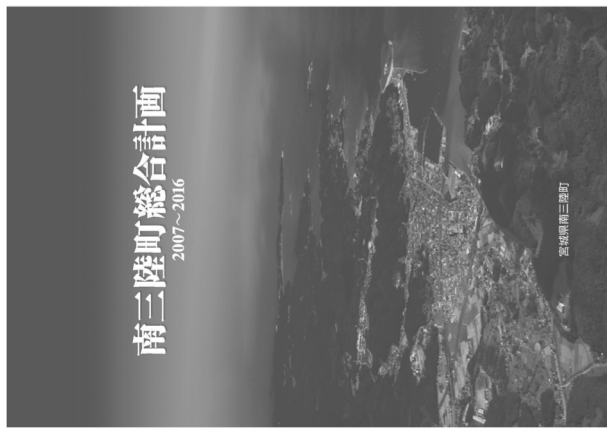
① 役割	総合計画審議会から総合計画（震災復興計画を含む）素案立案の指示を受け、行政組織と連携し素案検討を行う。 町民目線から将来像などの検討を行うとともに、行政組織から提案される施策等の基礎資料をもとに素案を立案する。
② 構成	総合計画審議会から任命されたメンバー計15名程度で構成する。 構成メンバーは、活動分野、居住地、年齢、性別などを踏まえ、事務局から審議会に対し推薦する。

3. 計画策定スケジュール・フロー（予定）

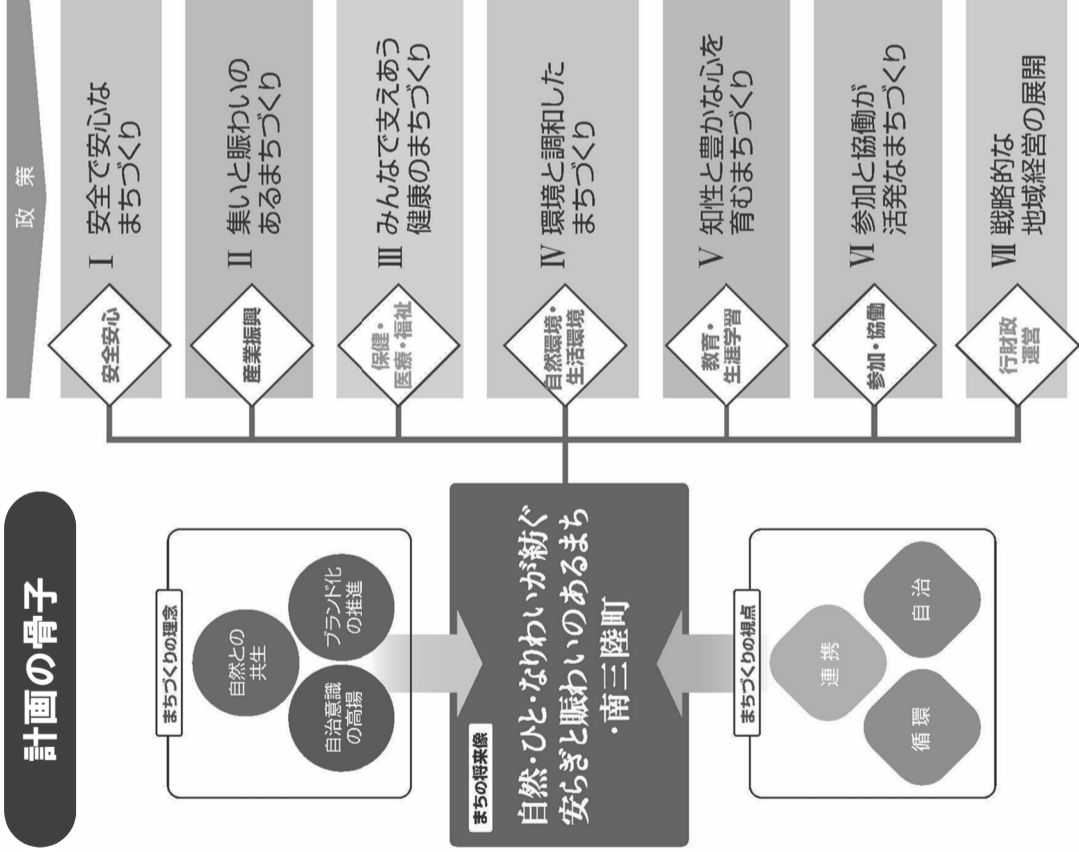


(2) 復興の進捗状況と住民意向

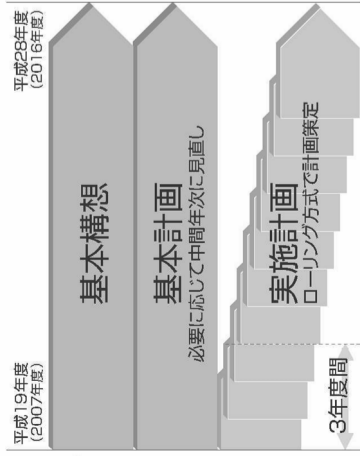
● 南三陸町のまちづくり ～ 震災前と震災後の復興まちづくりの方向性 ～



計画の骨子



計画の構成・期間



復興の基本理念

「自然・ひと・なりわいが紡ぐ
安らぎと賑わいのあるまち」への
創造的復興

南三陸町で再び生活することを願う町民が安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々の力を結集して実現していきます。



まちの将来像

自然・ひと・なりわいが紡ぐ
安らぎと賑わいのあるまち



計画期間



～南三陸町として、はじめての総合計画の策定／平成19（2007）年度から～

- 平成17（2005）年10月1日に志津川町と歌津町が合併し、平成19（2007）年3月に「南三陸町」としてはじめての総合計画を策定した。
- まちの将来像を『自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町』と定め、平成19（2007）年度～28（2016）年度の10年間を計画期間として、7つの政策の柱を立て、総合的なまちづくりを展開してきた。

～東日本大震災からの復興に向けた震災復興計画の策定／平成23（2011）年度から～

- 東日本大震災からの復興に向けて、平成23（2011）年12月に、あらゆる施策に優先して取り組む震災復興計画を策定した。（平成24（2012）年3月26日改訂）
- 復興の理念を、まちの将来像『「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興とし、緊急対応すべき重点事項と3つの目標、シンボルプロジェクトを定めて、復興に向けた取り組みを進めている。
- 計画期間は平成23（2011）年度～32（2020）年度の10年間で、現在は、「生活再建・住宅再建」を加速させ、復旧期・復興期から発展期に進む時期となっている。

データで見る復旧・復興の状況

「生活再建・住宅再建」を加速させ発展期へ・・・
その第一歩となる「いま」をデータで見てください



産業の現状

水産業

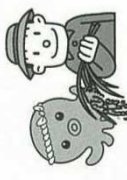
町の基幹産業である水産業のうち、魚市場の水揚げ量や水揚げ金額は、震災前の水準に回復しています。(図1)

養殖取扱高は、平成21年度の約41億円に対して、平成25年度は約25億円(震災前の約61パーセント)まで回復しています。



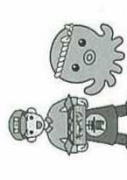
農業

災害復旧申請面積354ヘクタールの農地のうち、復旧工事対象の224ヘクタールについて、工事が進められています。(自力復旧とあわせて、合計246ヘクタールが復旧対象面積) (図2)



商工業

商工会会員562事業所のうち、473事業所が被災し、うち、262事業所が営業を再開(継続)しています。(図3)



観光業

観光入込客数は、約36万人まで減りましたが、平成24年度は震災前の約8割程度まで回復し、ほぼ横ばいに推移しています。(図4) 宿泊者数は、ボランティアおよび復旧作業員などの減少により、7割程度の回復に留まっています。

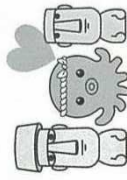


図1. 魚市場の水揚げ量の推移 (単位: t)

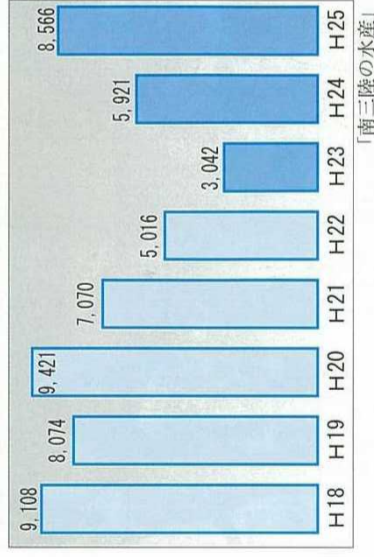


図2. 農地の復旧(単位: ha) 図3. 事業所の状況

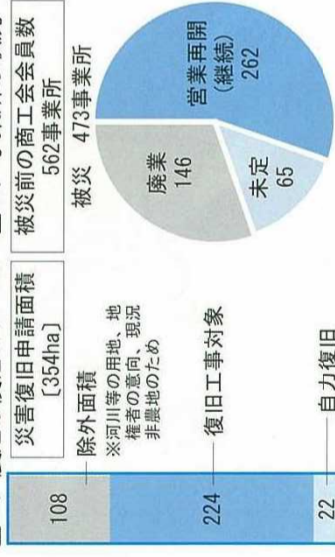
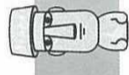
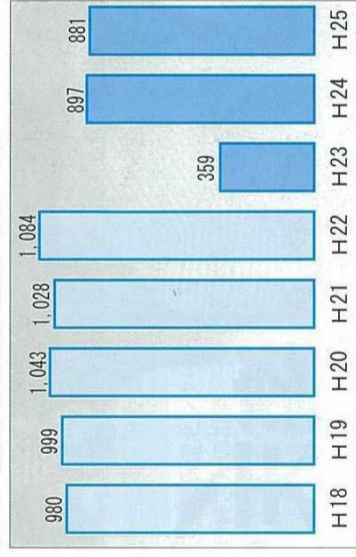


図4. 観光入込客数の推移 (単位: 千人)



安心して暮らし続けられるまちを目指して

住宅再建の加速

高台移転のための団地造成は、平成25年度は6団地で完了し、今年度は14団地で完了する予定です。災害公営住宅の整備も、今年度は3地区で完了する予定です。入谷地区・釜足地区については夏から入居開始となります。



高台住宅 (防災集団移転促進事業)

災害公営住宅 (各団)

復興事業の完成年度 (予定)

事業種別	完成年度 (予定)	対象地域
防災集団移転促進事業	H25[完成] 6団地	田の浦、石浜、名足、名足保育園南、生活センター西、泊浜、館浜、奇木・葦の浜
	H27 4団地	柞沢中学校上
	H28 1団地	柞沢中学校上 (東地区※1)
	H29 2団地	東地区※2 中央地区
復興事業	H25 6団地	荒砥平磯袖浜
	H27 2地区	西田・細浦
	H28 1地区	西戸、波伝谷松崎、波伝谷、津の宮谷羽沢、津の宮原、長清水

※1 東地区では東工区が先行して完成予定 ※2 東地区 (北・西工区)

事業種別	完成年度 (予定)	対象地域
災害公営住宅	H25	入谷、名足、柞沢
	H26 3地区	伊里前戸倉
復興事業	H27 2地区	伊里前戸倉
	H28 1地区	志津川西
	H29 2地区	志津川東 志津川中央

まちづくりの動向

● 志津川地区グランドデザイン『上の山より志津川湾を望む』

H23 まちづくり協議会設立 (伊里前、戸倉、志津川)
H24 BRT本格運行開始

H25 被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点市街地整備事業認可
H27 町立南三陸病院・総合ケアセンター竣工【予定】

H28 三陸自動車道開通①【予定】 釜米東和IC～(仮称)志津川IC
H29 三陸自動車道開通②【予定】 (仮称)志津川IC～(仮称)南三陸海岸IC
三陸自動車道開通③【予定】 (仮称)南三陸海岸IC～(仮称)歌津IC



製作) 阪研倉建築都市設計事務所 Kengo Kuma & Associates

● 町立南三陸病院・総合ケアセンター (イメージパース)



平成 26 年 7 月 14 日 (月) 着工式
平成 27 年 10 月 完成予定
平成 27 年 11 月 診療開始予定 (10 科)

『住まい』『暮らし』『なりわい』の観点から見た復旧・復興の状況

(平成26年10月1日現在)

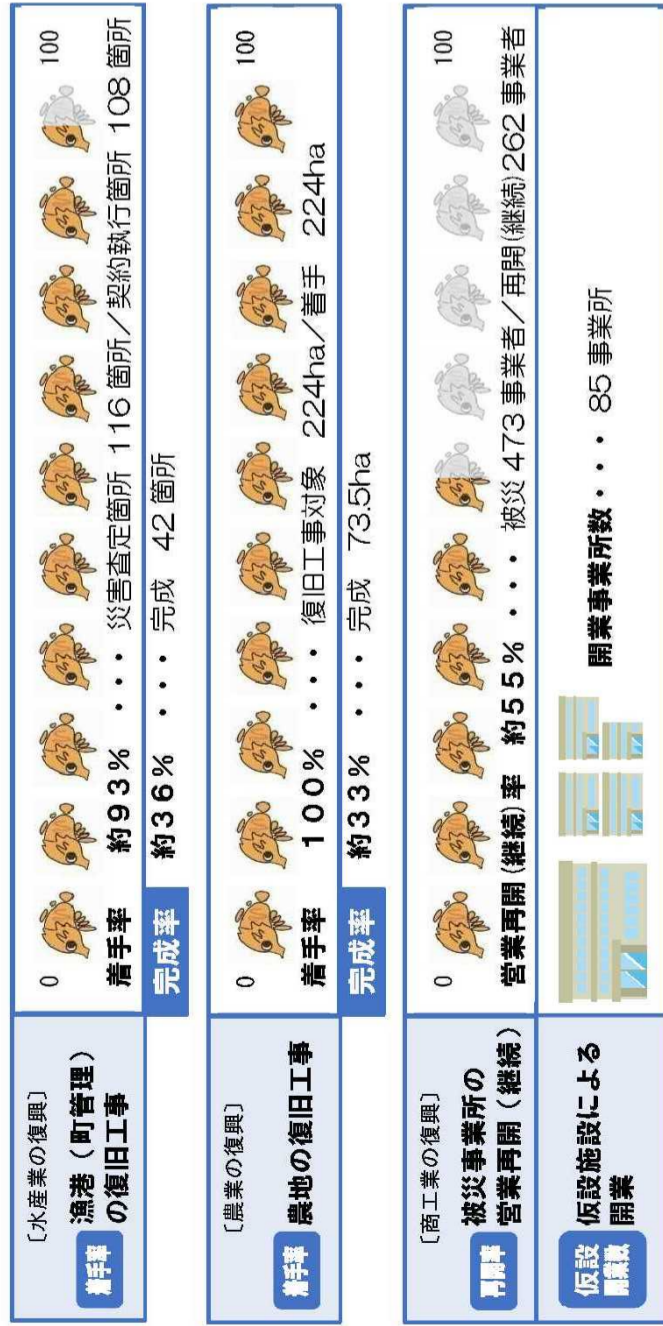
住まいの再建



暮らしに身近な公共施設の配置

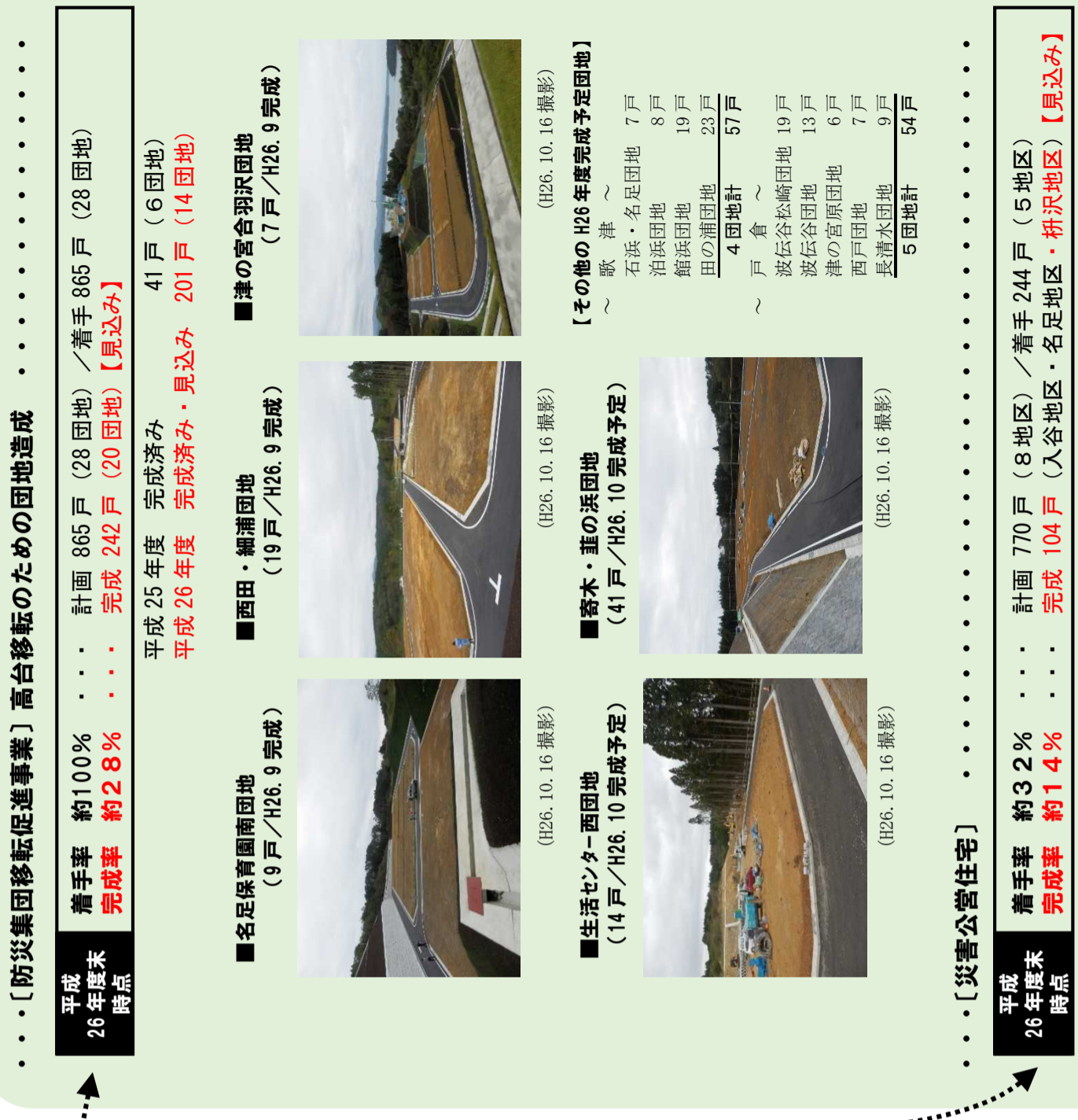


なりわいと賑わいの再生



【住まいの再建】平成26年度末までの進捗の見込み

(平成26年10月1日時点の計画値)



(H26.8.14撮影) (H26.10.16撮影) (H26.10.16撮影)

※今後の事業計画の見直しによって変更となる可能性がある

● 震災復興計画に基づいて完了した主な事業

A 復興に向けて緊急対応すべき重点事項

- 1 被災者の生活支援と自立生活への誘導
- 2 ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧
- 3 災害廃棄物の処理
- 4 消防・防災機能の早期回復
- 5 雇用の確保
- 6 産業の復旧
- 7 病院、学校、社会福祉施設の復旧と移動手段の確保

B 3つの目標の実現に向けた「復興事業計画」

目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

- (1) 命を守る土地利用への転換
- (2) 地域コミュニティの再構築
- (3) 生命と財産を守る防災と減災のまちづくり
- (4) 防災・減災システムの整備
- (5) 命を守る交通ネットワークの整備
- (6) 災害に強い情報通信手段の確保と地域情報化の推進
- (7) 安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり

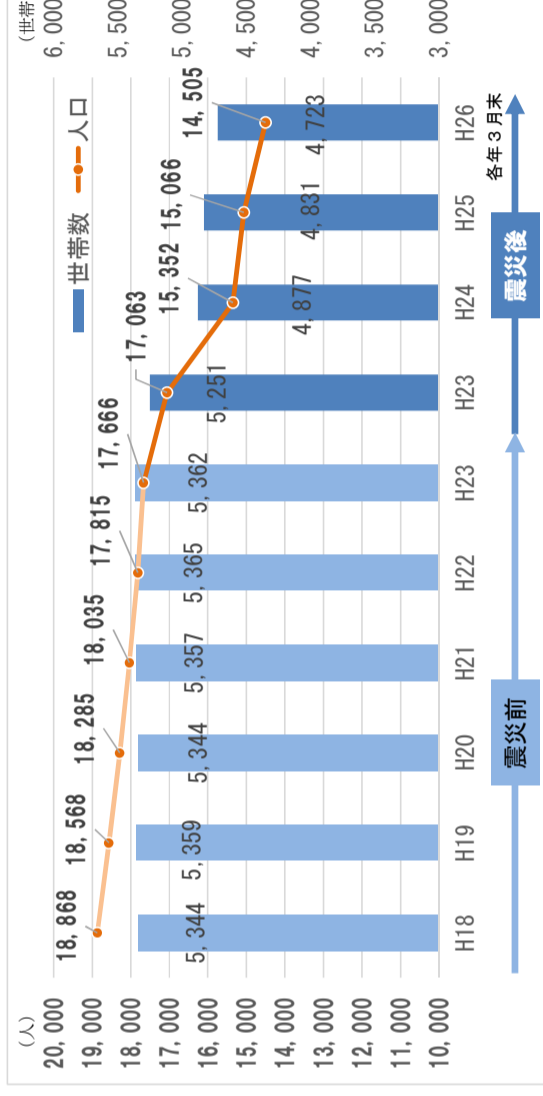
目標2 自然と共生するまちづくり

- (1) 自然環境の保全
- (2) エコタウンへの挑戦
- (3) 生活衛生環境の保全
- (4) ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

- (1) 産業の再生・発展
- (2) 雇用の創出と交流人口の拡大

〔南三陸町の人口と世帯の推移〕



応急仮設住宅の状況

〔戸数〕	
町内	1,709戸 (52箇所)
町外	486戸 (6箇所)
合計	2,195戸 (58箇所)
〔入居〕	
町内	3,826人 (1,268世帯)
町外	851人 (355世帯)
合計	4,677人 (1,623世帯)

※出典：南三陸町応急仮設住宅データ (H26.9.19現在)

みなし仮設対象世帯

県内	488世帯 (うち町内39世帯)
県外	128世帯
合計	616世帯

※出典：南三陸町被災者生活支援センターデータ (H26.9.30現在)

完了した主な事業

完了

平成23年度



● 仮設魚市場緊急整備事業

- ⇒ 平成23年12月 伊里前福幸商店街
- ⇒ 平成24年2月 南三陸さんさん商店街オープン

平成24年度



● 学校施設災害復旧整備事業

⇒ 一部損壊の5校の復旧工事完了 (志津川小・入谷小・伊里前小、志津川中・歌津中)

● 農業用施設災害復旧事業、林業用施設災害復旧事業

⇒ 津波で大きな被害を受けた菊栽培の農家が代替地で栽培を一部再開

● 防災行政無線システム復旧整備事業

⇒ 被災した製材工場が復旧

⇒ 震災で被災した本体システム等の整備が完了

平成25年度



● 学校施設災害復旧整備事業

⇒ 甚大な被害を受けた名足小学校は平成25年10月に復旧を完了

● 災害廃棄物処理事業

⇒ 中間処理・最終処分については、平成26年3月で完了

● 地域防災計画の見直し

⇒ 平成26年3月に計画本体を見直し、避難場所・避難所を指定

● 集落高台移転事業 (防災集団移転促進事業)

⇒ 6団地41戸が完成 (歌津：堺・長羽、志津川：荒砥・平磯・袖浜、戸倉：藤浜)

(写真上：名足小学校、写真下：完成した高台住宅)

■震災復興計画における事業の進捗状況（事業費ベース）

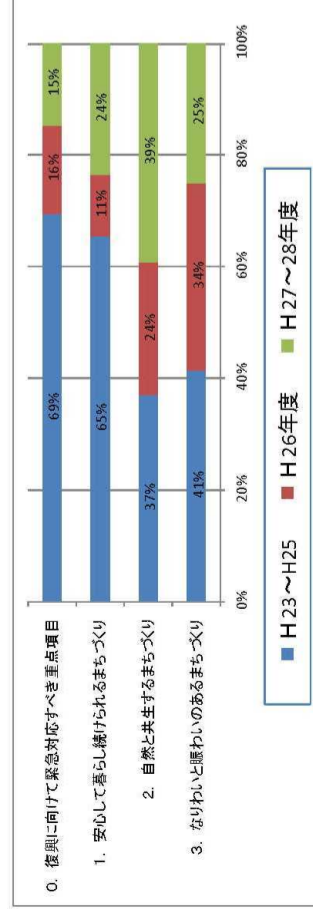
□年次別の事業費の比率を見ると、復興に向けて緊急対応すべき重点項目」は、年々減少し、H26年度中に約85%まで進捗する計画である。

□最も進捗率の低い、目標2「自然と共生するまちづくり」においても、H26年度中に約61%の進捗となる予定である。

表 震災復興計画（H23～28年度）における目標別事業費

	H23～H25	H26年度	H27～28年度	総事業費
0. 復興に向けて緊急対応すべき重点項目	69,436,815	16,031,808	14,601,662	102,745,910
1. 安心して暮らし続けられるまちづくり	156,914,129	26,276,702	56,602,279	145,602,856
2. 自然と共生するまちづくり	7,014,952	4,517,450	7,452,452	16,129,581
3. なりわいと賑わいのあるまちづくり	11,918,017	9,741,473	7,175,127	23,441,411
事業費(千円)				総事業費は、H23～H28までの計とは異なる

図 震災復興計画の事業費の推移

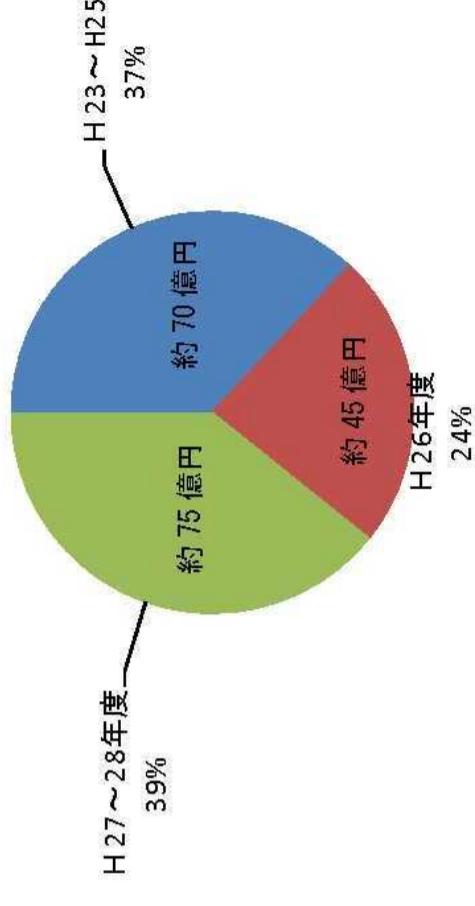


※平成25年度総合計画審議会（H25.3）資料より抜粋 〔進捗状況〕 ※年度別事業費／総事業費（H23～28年度）

目標2 自然と共生するまちづくり

主な事業：自然環境の保全、廃棄物処理関連、地域コミュニティ活動など
 □平成25年度までに約37%の進捗率となっており、H26年度末では約61%の進捗となる予定である。
 □H27年度以降は、約39%の事業が残る計画となっている。

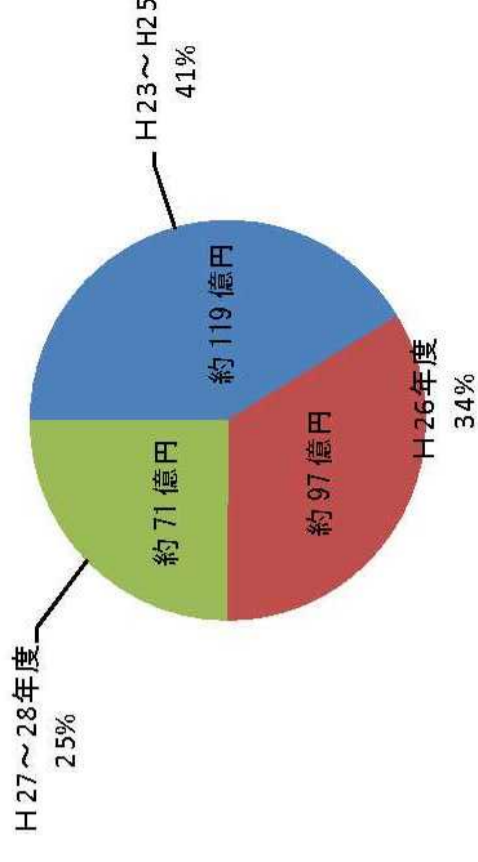
図 目標2の進捗状況（事業費ベース）



目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

主な事業：産業の再生関連の事業や雇用関連の事業など
 □平成25年度までに約41%の進捗率となっている。
 □H26年度中に、約34%の事業が進捗する予定であり、H26年度末までに75%の進捗となる予定である。

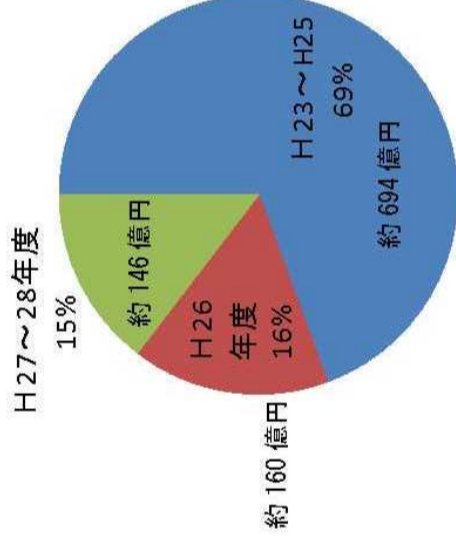
図 目標3の進捗状況（事業費ベース）



復興に向けて緊急対応すべき重点事項

主な事業：被災者支援、災害復旧 など
 □平成25年度までに約69%の進捗率となっている。

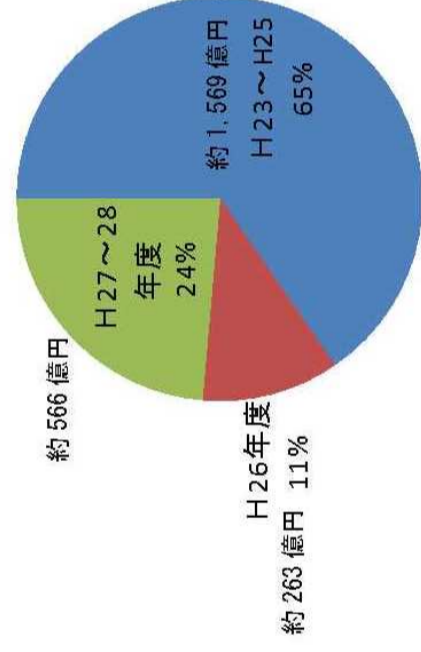
図 重点事業の進捗状況（事業費ベース）



目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

主な事業：防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業など
 □平成25年度までに約65%の進捗率となっており、H26年度末では約76%の進捗となる予定である。

図 目標1の進捗状況（事業費ベース）



『南三陸町のこれからのまちづくり意向調査』 調査結果の概要を報告します。

ご協力ありがとうございました！

調査の目的

○南三陸町では、震災復興計画（平成 23～32 年度）の後半 5 年の取組みを包含しつつ、計画期間終了後の中長期的な将来像実現に向けた取組みを円滑に進めることができるよう、震災復興計画の見直し（次期総合計画の策定）の検討に着手します。

震災復興計画（平成 32 年度まで）

次期総合計画（平成 37 年度まで）

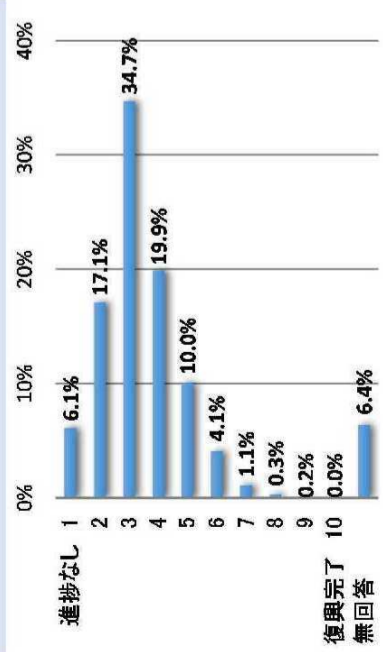
○検討にあたり、震災復興の進捗に対する実感、将来の町のあり方や今後のまちづくりを進める上での重要な視点（課題）などについて、町民の皆様の意向を把握することを目的として、この調査を実施しました。

調査の方法

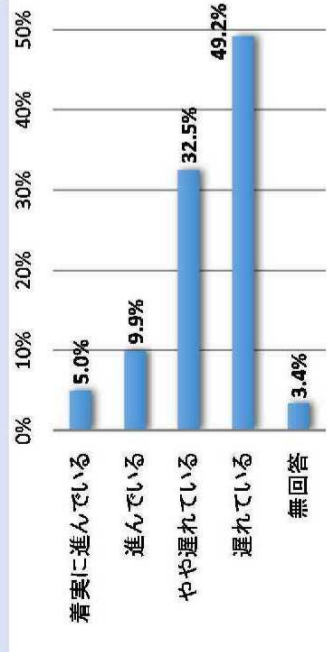
広報みなさんりく(8/1 号)と一緒に全世帯に配布し、代表の方に、ご家族の意見を回答していただきました。(郵送回収)
 【調査対象】町内全世帯 5,190 世帯
 【回収票】1,146 票 (回収率：22.1パーセント)
 【調査期間】8月1日(金)～17日(日)(投函締切)

復興の進捗とスピード

【復興の進捗】
10段階で3と感じている人が34.7パーセントで最も多く、2～4の合計で71.7パーセントです。

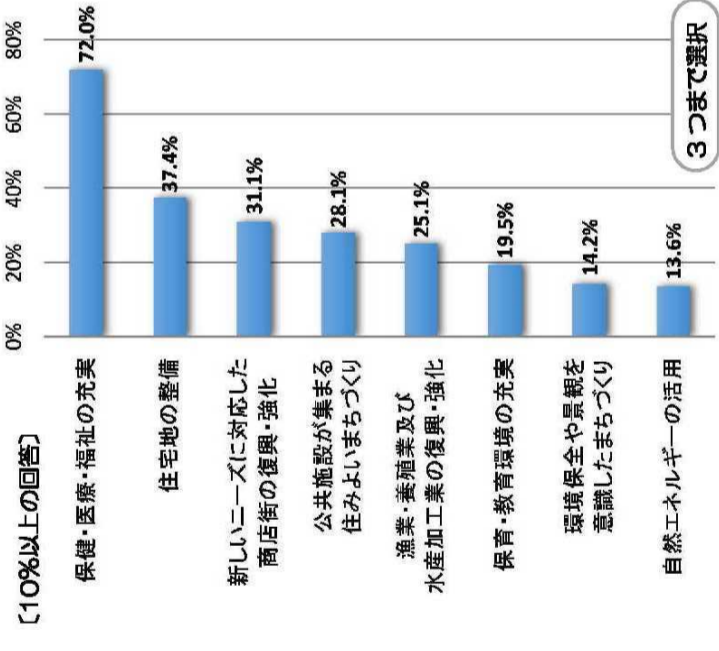


【復興のスピード】
「復興が着実に進んでいる」「進んでいる」と感じている人は、あわせて14.9パーセントです。



復興まちづくりに望むこと

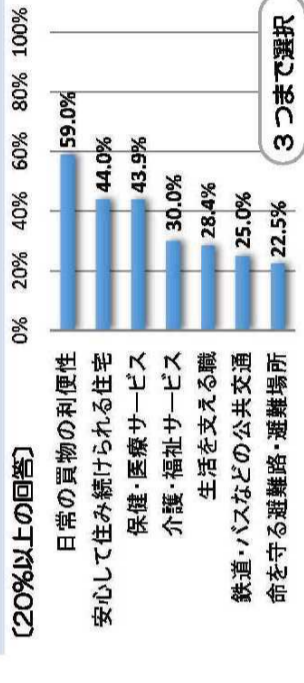
「保健・医療・福祉の充実」が72.0パーセントと最も多く、次いで「住宅地の整備」が37.4パーセントとなっています。



～その他の選択肢～
災害記録の保存や防災教育の実施／農業や林業の復興・強化／風土・文化を活かしたまちづくり／その他

現在 安心して暮らすために重要なこと

「日常の買物の利便性」が重要と考えている人が59.0パーセントと最も多く、次いで「安心して住み続けられる住宅」が44.0パーセント、「保健・医療サービス」が43.9パーセントとなっています。

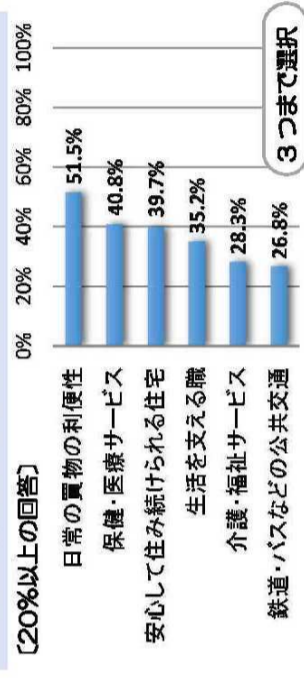


～その他の選択肢～

地域の絆・コミュニティ／子どもの教育環境／子育て環境・子育て支援サービス／高度な情報通信の環境／公民館等の公共施設／生涯学習の機会／祭りなどの伝統文化／その他

より多くの人が定住したくなる条件

「日常の買物の利便性」が重要と考える人が最も多く、51.5パーセントです。次いで「保健・医療サービス」「安心して住み続けられる住宅」「生活を支える職」となっています。



～その他の選択肢～

命を守る避難路・避難場所／子育て環境・子育て支援サービス／子どもの教育環境／地域の絆・コミュニティ／高度な情報通信の環境／祭りなどの伝統文化／公民館等の公共施設／生涯学習の機会／その他

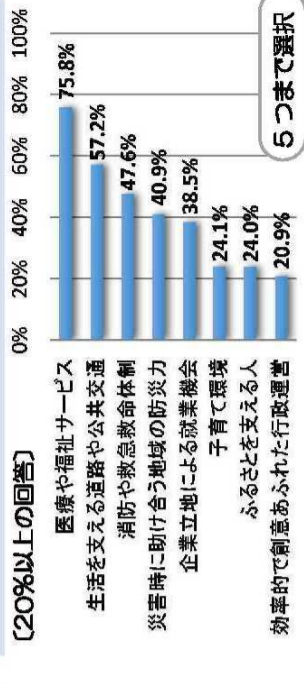
今後の町政の姿勢

行政運営上、「町民と団体、行政の連携と協働」が重要とする人が19.8パーセントとなっています。次いで、「コンパクトで身の丈に合ったまちづくり」が18.2パーセントとなっています。

町民と団体、行政の連携と協働	19.8%
コンパクトで身の丈に合ったまちづくり	18.2%
近隣市町との広域的な連携	15.9%
役場組織の効率化・合理化	14.2%
創意あふれる役場職員の育成	11.3%
民間の経営手法を取り入れた行政サービス	8.3%
限られた財源での施策・事業の選択と集中	6.9%
町が行う施策・事業の成果の評価と改善	5.5%
その他	4.9%
無回答	4.8%

将来 暮らし続けるために重要なこと

「医療や福祉サービス」が重要と考えている人が75.8パーセントと最も多く、次いで「生活を支える道路や公共交通」が57.2パーセント、「消防や救急救命体制」が47.6パーセント、「消防や救急救命体制」が47.6パーセントとなっています。

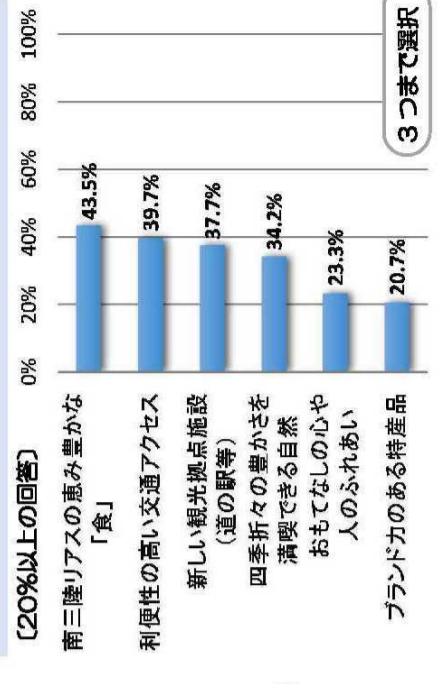


～その他の選択肢～

あたたかな気候／あたたかい気候のある地域／町の魅力を最大限に活かした観光や交流／豊かな自然環境／学校教育や生涯学習機会／情報通信環境／スポーツや芸術文化活動／その他

多くの人が防れたくなるための魅力

「南リアスの恵み豊かな『食』」が重要と考える人が最も多く、43.5パーセントです。次いで「利便性の高い交通アクセス」「新しい観光拠点施設(道の駅等)」「新しい観光拠点施設(道の駅等)」となっています。



～その他の選択肢～

自然や産業を活かした体験交流機会／津波の教訓伝承／来訪者を守る避難路・避難誘導標識／応援ボランティア・応援自治体との継続的な交流と連携／常に新鮮な観光交流の情報／新しい行事やイベント／祭りなどの伝統文化／歴史遺産(史跡・文化財等)／その他

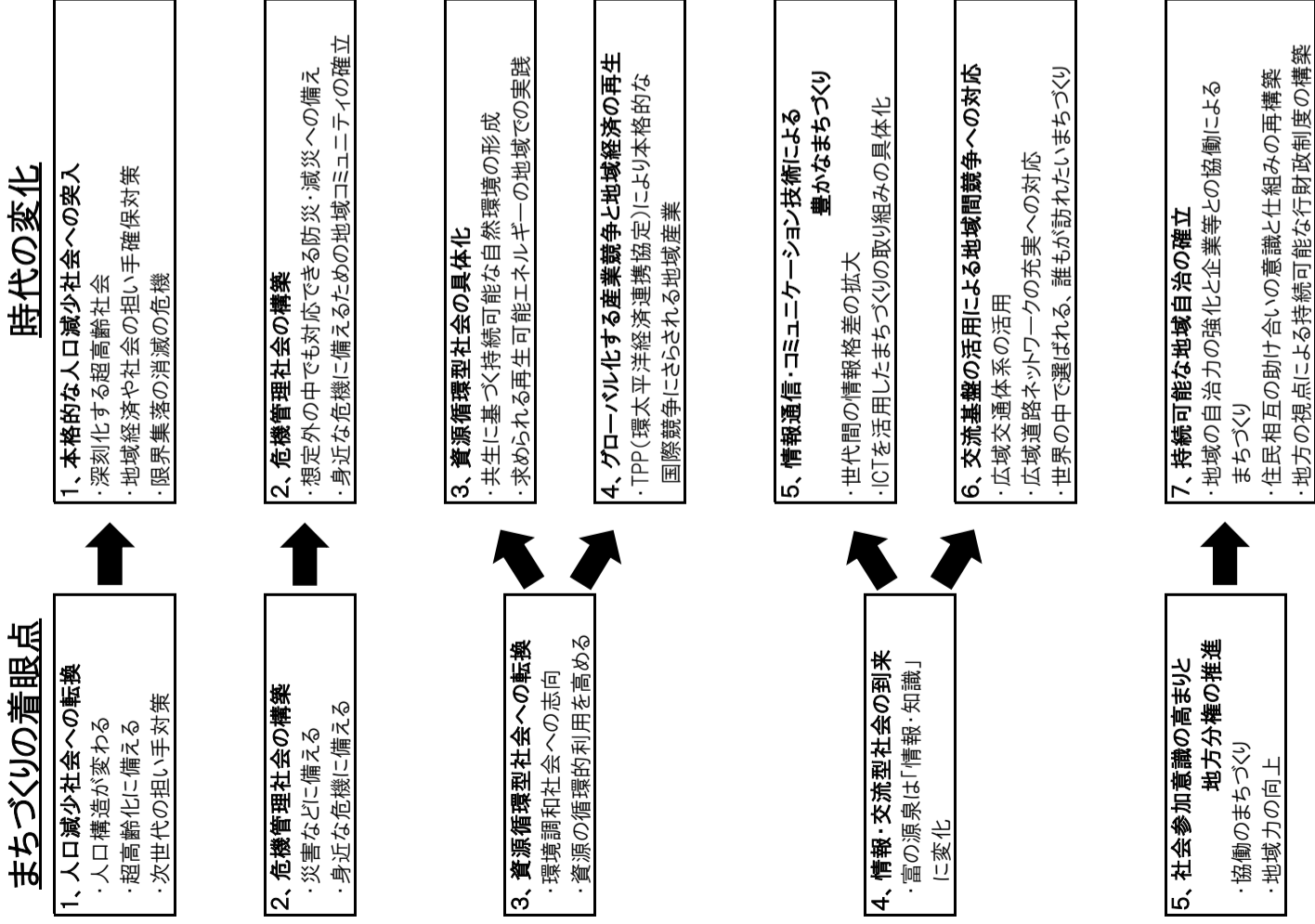
●回答して下さった皆様●
 【居住地】志津川と歌津は、それぞれ30パーセント前後、戸倉、入谷、登米市内がいずれも10パーセント前後
 【被災状況】住まいに被害のあった方が68.6パーセント
 【年齢】家族の代表で回答いただいた方の年齢は、60代の方が29.9パーセントと最も多く、50代が24.8パーセント
 【今後の居住】今後、南三陸町内に住みたいと回答している方は78.5パーセント
 【今後の就業】今後、南三陸町内で働きたいと回答している方は59.6パーセント(主に生計を担っている方)

(3) まちづくりの着眼点と今後の課題

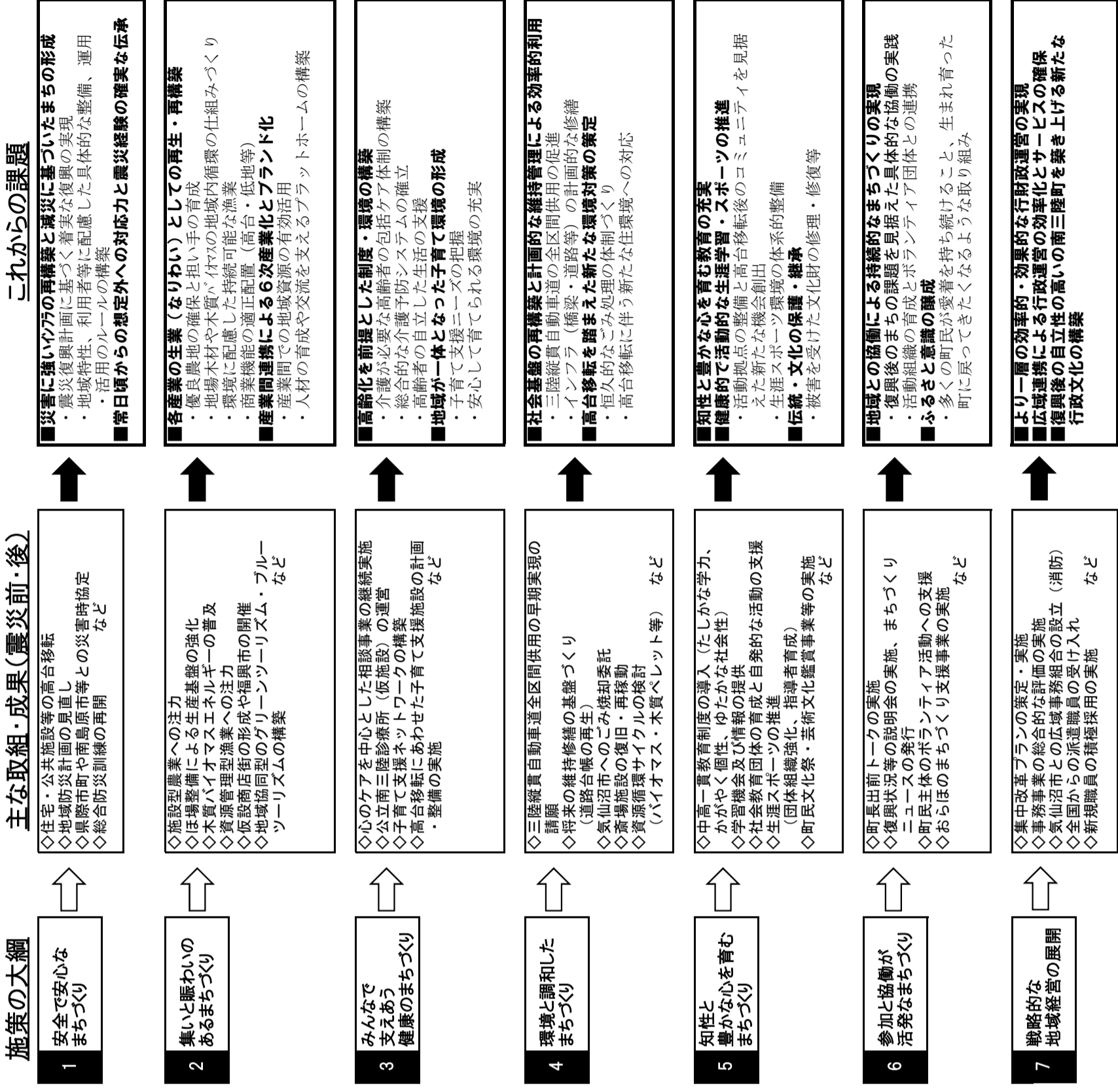
- ①南三陸町総合計画（2007～2016）
まちづくりの着眼点に基づく社会潮流の論点整理（1～5）
- ②南三陸町総合計画（2007～2016）
施策の大綱に対する実績・成果と課題整理（1～7）

南三陸町「まちづくりの着眼点と今後の課題」概要（2007～2016）

まちづくりの着眼点に基づく社会潮流の論点整理



施策の大綱に対する実績・成果と課題整理



①南三陸町総合計画（2007～2016）
まちづくりの着眼点に基づく社会潮流の論点整理（1～5）

【現行計画の記述】 まちづくりの着眼点

1、人口減少社会への転換

これからのまちづくりにおいて、最も影響が大きく確定的な要因と考えられるのが、人口減少社会への転換です。経済基調についてはバブル崩壊後、一足先に右肩上がりの時代を終えましたが、今後は人口構造でも同様の変化が基調になります。このことは、これまで「成長」を前提としてつくりあげられてきた社会や経済の仕組みを少な

・人口構造が変わる

国の予想では日本の人口が減少に転じるのは2007年と見込まれていますが、実際には2005年に人口は減少に転じています。人口の減少は、これまでの日本社会が経験しなかつたことであり、生産年齢人口(15歳～64歳)の減少

な問題となることが予想されます。このため、高齢者や女性の社会参加を進め、活躍の場を生み出すことが本町の経済活性化においてますます重要になると考えられます。

人口減少社会下のまちづくりに、人、モノ、情報、資金などの限られた資源を有効に活用し、行政と町民がともに町の経営を考えていくことが求められています。

・超高齢化に備える

人口減少社会は超高齢社会の到来という側面を持っています。厚生労働省が発表した平成16年(2004年)の日本人の平均余命は男性が78.64歳、女性が85.59歳となっており、依然、世界一の長寿の国となっています。平成17年(2005年)の本町の高齢化率は27.6%と全国の19.5%を大きく上回っており、本計画の目標年次である平成28年(2016年)には35%に達すると予測されます。このため、高齢期に認知症や寝たきりにならず、自立して生活できる期間をできるだけ長く保てるよう、個人が主体的に自らの心身の健康を管理する時代が到来すると考えられ、人生80年を見越した介護予防、生きがいづくり等がその重要性を増してくると思われます。

・次世代の担い手対策

また、少子化も人口減少社会のもう一つの側面です。若年層の雇用環境の不安定化、これに伴う晩婚化などが少子化を助長する要因とされています。少子化対策には、福祉面だけでなく、雇用・経済面での対策など包括的な観点からの取組みの重要性が高まっています。国においても急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため「次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)」を制定し、子どもを産み育てやすい社会づくりへの取組みを積極的に推進しています。本計画策定の一環として実施したまちづくり住民意向調査においても、若い女性層から子育て環境の充実に対するニーズが高くみられます。これからのまちづくりにおいては、様々な子育て支援サービスの充実とともに、地域全体で子どもを守り、育てる環境づくりが望まれます。

時代の変化

1、本格的な人口減少社会への突入

わが国の人口は国勢調査では2010年にピークを迎え、いよいよ本格的な人口減少社会へと突入しました。2060年(約40年後)には、9,000万人を下回るとも予想されており、人口減少社会が現実的、かつ喫緊の避けられない問題となり、具体的な対応が求められるようになってきました。

人口の減少は、わが国がこれまで経験したことのない現象であり、これまでの「成長」を前提として作り上げられた社会や経済の仕組みを大きく変えていくことが必要になります。生産年齢人口の減少により、地域経済の担い手の確保が深刻なものになることが予想されます。

このため、高齢者や女性の社会進出を進め、活躍の場を生み出すことが本町の経済活性化において今後重要になってくると考えられます。

・深刻化する超高齢化社会

人口減少が深刻化する中で、切り離せない問題のひとつが高齢化です。わが国は既に65歳以上の高齢者の割合が21%を超える超高齢社会に突入し、世界一の長寿国となっています。2014年4月時点の65歳以上の高齢者人口は過去最高の約3,248万人となり、また総人口に占める割合も25.6%と過去最高となっています。(総務省統計局 データ)

4人に1人が高齢者となるわが国では、もはや高齢者を社会的弱者として捉えるのではなく、主体的に活躍することを前提として、地域社会の仕組みづくりを進めていくことが必要不可欠となりました。高齢者が、自らの心身の健康を管理して疾病や介護の予防に努めるとともに、男女ともに平均年齢80歳を越える時代に対応した健康づくり、生きがいづくり等が重要性を増してきました。超高齢社会に対応して安心して生き生きと暮らせる地域社会の再構築は、まさに喫緊の課題であり、早急な対応が求められます。

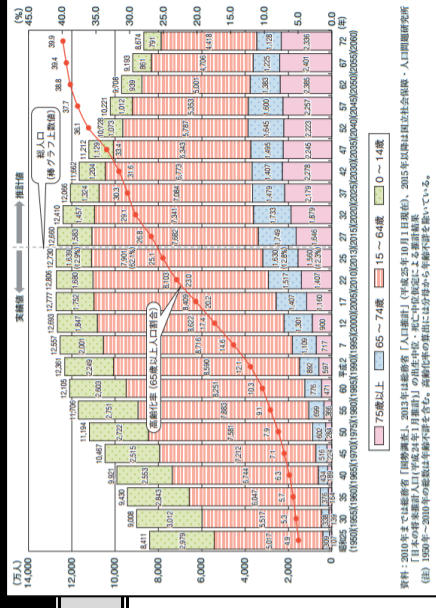
・地域経済や社会の担い手確保対策

また、少子化も人口減少社会とは切り離せないもう一つの側面です。厚生労働省によると、合計特殊出生率は、2012年で1.41、2013年では1.43となつています。合計特殊出生率に回復傾向が見られるものの、二年連続で1.4を上回ったものの、将来人口を安定化させるといわれる2.1の水準を大きく下回っており、若年層の晩婚化の傾向や不安定な就業環境とあいまって、子どもの数は依然として減少傾向にあります。持続的に活力を維持する社会の形成には女性の一層の活躍が不可欠であり、女性の就業率は徐々に上がってきています。しかし、一方で慢性的な保育所不足など、これに併せた子育て支援サービスの充実化が追いついていない状況になっています。少子化の抑制という観点からも、高齢社会を支える労働力の確保という観点からも、行政や地域全体として、女性が安心して子育てと仕事を両立することのできる環境づくりが求められています。

・限界集落の消滅の危機

人口減少や高齢化の進行に伴って、65歳以上の人口が半数を占める限界集落が急増していることも深刻な問題となっています。総務省によると、2009年時点で、10,091集落が限界集落化しており、2006年の前回調査時よりも2,213集落増加しています。

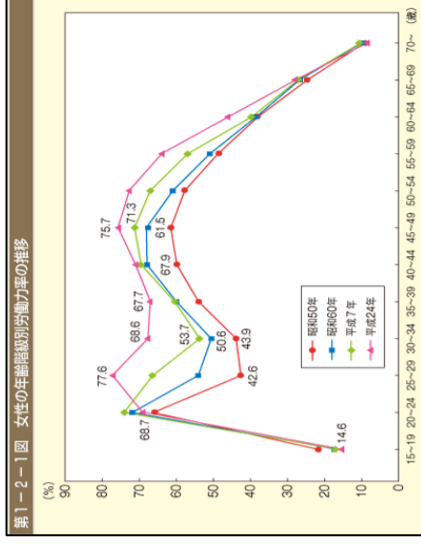
限界集落においては、従来のコミュニティを前提とした自治の仕組みを機能させることが困難であり、そこに住む人たちが生活を続けていくことが危ぶまれています。東日本震災のように震災が起きた際に、高齢者が若い世代の力を借りることができず、取り残される危険性もあります。そのため、今後も増え続ける限界集落に対して、持続可能な集落地域づくりの仕組みを検討していくことが求められています。



高齢化の推移と将来推計人口
出所：内閣府「平成25年度版高齢社会白書」

年齢階級	平成25年度推計(推定)		平成26年度推計(推定)		平成27年度推計(推定)		平成28年度推計(推定)		平成29年度推計(推定)		平成30年度推計(推定)	
	人口(千人)	割合(%)	人口(千人)	割合(%)	人口(千人)	割合(%)	人口(千人)	割合(%)	人口(千人)	割合(%)	人口(千人)	割合(%)
0～4歳	127.1	1.4	127.1	1.4	127.1	1.4	127.1	1.4	127.1	1.4	127.1	1.4
5～14歳	1,170.4	13.1	1,170.4	13.1	1,170.4	13.1	1,170.4	13.1	1,170.4	13.1	1,170.4	13.1
15～64歳	6,182.2	68.6	6,182.2	68.6	6,182.2	68.6	6,182.2	68.6	6,182.2	68.6	6,182.2	68.6
65歳以上	1,520.3	16.9	1,520.3	16.9	1,520.3	16.9	1,520.3	16.9	1,520.3	16.9	1,520.3	16.9
合計	8,000.0	100.0	8,000.0	100.0	8,000.0	100.0	8,000.0	100.0	8,000.0	100.0	8,000.0	100.0

年齢(5歳階級)、男女別人口
出所：総務省統計局



女性の年齢階級別労働力率
出所：内閣府「平成25年度版男女共同参画白書」

【現行計画の記述】 まちづくりの着眼点

2. 危機管理社会の構築

地震・風水害等の大規模な自然災害や様々な事故・事件が発生するたびに、初期段階での迅速な対応及び未然の防止の重要性について、社会全体の関心が高まっています。「危機管理」という発想は、国だけでなく、企業や自治体、個人においても重要なものとなってきます。

・災害などに備える

災害、異常気象などの天変地異に対する関心が高まり、社会・個人の備えが重視されています。予測・監視、防災、救助・救急対応、代替手段の確保、あるいは、地球環境の悪化、人為的環境における事故、テロや国際情勢の悪化に備えた治安、国境を越える疫病などへの備えなど、「危機管理システム」が国・地域・事業所・家庭などにとっては重要な視点となります。本町では明治、昭和の三陸大津波、千り地震津波と自然災害による被害を受けてきました。宮城県沖地震の再発の危険性は今も高まりつつあります。災害に強い町を実現していくためには、施設面の整備や防災拠点機能の充実、町民意識の啓発、連携・協力体制の確立などハード・ソフト両面から対応できる地域防災の仕組みを構築していくことが重要です。

・身近な危機に備える

平成15年における本町の人口1,000人当たりの犯罪認知件数は7.7件であり、県全体の18.4件と比較して、相対的に犯罪の発生は少ない状況にあります。しかし、殺人等の凶悪犯罪件数は少ないものの、窃盗犯等については年間100件以上も発生しています。

道路交通網の発達による人の移動の広域化、振り込め詐欺やネット犯罪、青少年や乳幼児を巻き込む事件など、従来とは異なる性質の犯罪も都市部だけのことでなくなってきているのが実情です。

これからのまちづくりにおいては、住民相互の信頼関係を活かしながら、地域での防犯活動の活発化、身近な地域における住民同士のつながりによる犯罪者が嫌う「目」の行き届いたまちづくりを心がけることが必要となります。

時代の変化

2. 危機管理社会の構築

地震・風水害等の大規模な自然災害や様々な事故・事件が発生する度に、未然の防止及び被災のための、初期段階での迅速な対応の重要性について、社会全体の関心が高まっています。「危機管理」という発想は、国だけでなく、企業や自治体、個人においても重要なものとなってきます。

・想定外の中でも対応できる防災・減災への備え

2011年3月に起こった東日本大震災は人々の想定を超える規模の震災でした。地震大国日本においては、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等同規模の震災がいつ起きてもおかしくないとされています。また、東北においても、歴史的に災害を繰り返してきた地域であり、東日本大震災規模の災害の再来も十分に考えられます。

東日本大震災は、私たちに想定外への備えの重要性を再認識させてくれました。人間がどれだけ想定しても、それを上回る自然災害は起こり、そうした想定外の事態が起きた時にどのような行動するべきか、インフラ整備等ハード面からの備えと同様に、自身で判断するための力を養うような備えを行っていくことが欠かせません。また、同時に他地域が被災した場合にどのように支えるか、広域連携体制の重要性についても再認識させられました。

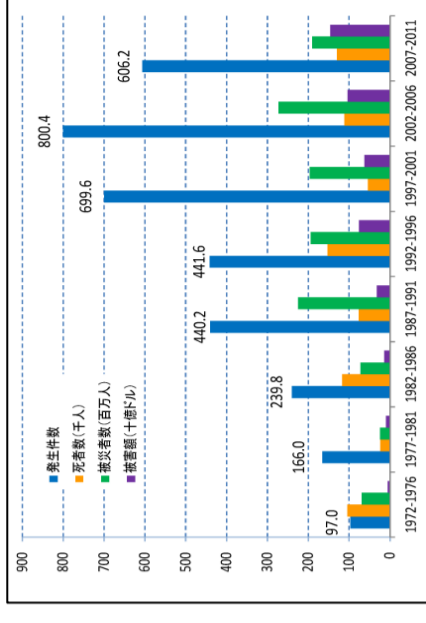
震災だけでなく、近年世界的に、異常気象が頻繁となっていることも無視できません。わが国でも、2014年に山口県、および島根県で記録的な豪雨が発生し、物的・人的ともに大きな被害を受けました。また2013年には、埼玉県、および千葉県で大規模な竜巻被害も発生しています。いずれにしても、ハード面、ソフト両面から実効性のある地域防災の仕組みを構築していくことが欠かせません。

・身近な危機に備えるための地域コミュニティの確立

2013年における本町の犯罪件数は78件であり、震災前に比べると減少しています。しかしながら、震災による影響を分析できない状況では、元の水準に戻りつつあると言え方もできます。引き続き地域での防犯活動を活発化していくことが求められます。

本町においては、震災被害により、仮設住宅での生活、その後の移転先の高台での生活など、繰り返し慣れ親しんだ隣近所との関係から切り離され、コミュニティの再編成を余儀なくされます。地域の防犯には、コミュニティが一体となることが不可欠であり、ここに十分に注力していくことが求められます。

また、非常備消防を担う消防団の高齢化が全国的に深刻な問題となっている中で、本町においても同様に無視できない問題となってきています。地域における消防防のリーダーとして、地域に密着し住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、そのため地域コミュニティを強化していく中で、消防団において若い人材の確保に努めるとともに、地域の消防力を再構築することが重要です。



世界の自然災害発生頻度及び被害状況の推移
出所:内閣府「平成25年度版防災白書」

年	各年12月末現在				
	凶悪犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成20年	0	7	79	6	1
21	1	3	119	8	1
22	0	4	92	4	0
23	0	0	48	1	0
24	0	5	34	1	0
25	0	8	62	0	1

資料:南三陸警察署

犯罪発生状況
出所:「平成26年南三陸町統計書」

【現行計画の記述】 まちづくりの着眼点

3、資源循環型社会への転換

地球温暖化、砂漠化、酸性雨、資源エネルギーの枯渇、廃棄物問題など地球規模での環境問題が日々深刻化しつつあります。環境問題は地球規模での共通の課題ですが、これらの問題を引き起こす要因の一つひとつは、私たちの経済活動や生活から生み出されています。まさに「地球規模で考え、足元から行動する」ことが求められる時代となっています。

・環境調和社会への志向

地球規模での環境問題がグローバルズアップされ、自然との共生がテーマとなることから、企業・地域・個人などがそれぞれの責任で地球環境を守る時代となります。

海や山が織りなす自然環境は、本町の最大の財産であり、これらの財産は未来から私たちの世代が借り受けているものであるという発想が重要となります。地域の森林や緑、海や川の環境を大切にし、その価値を高め、次の世代に返していくことが求められます。

・資源の循環的利用を高める

自然環境の価値を高めていく場合に本町にとって重要となるのが「資源の循環的利用」です。本町の基幹産業である漁業は、沿岸養殖業が中心です。本町の海の恵みの豊かさは、森林を水源とする河川を通じてもたらされる有機物等によって育まれています。

また、水質の状況を向上させるためには、生活雑排水等の河川等への流入をできる限り少なくしていくという私たちの日常の暮らしにおける心がけも重要となります。これからのまちづくりにおいては、限りある資源・エネルギーを無駄なく環境にできる限り負荷をかけずに再利用することが求められます。このため、様々な産業間や産業と生活との間における生産～流通～消費～処理・再利用サイクルという地域内循環システムの構築と活用が課題となります。

時代の変化

3、資源循環型社会の具体化

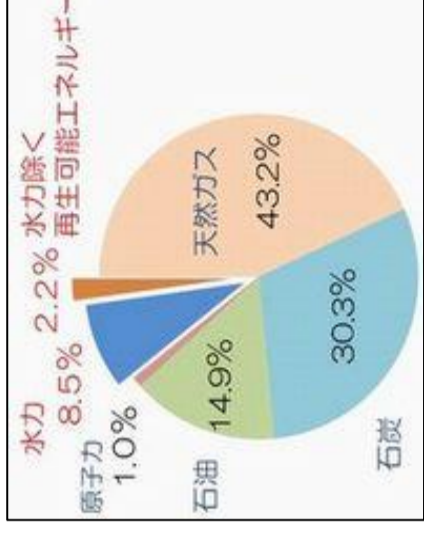
震災による原子力発電所の事故と、その後の安全基準の見直しに伴い、わが国における地球温暖化対策の取り組みや、マスメディアでの取り扱われ方が大幅に変化しましたが、温暖化、砂漠化、酸性雨、資源エネルギーの枯渇、廃棄物問題等、地球規模での環境問題が日々深刻化している状況に変わりはありません。わが国では、昨今、偏西風によって流されてくるPM2.5(微粒子状物質)の被害が深刻化しており、環境問題が自国のみで完結する問題ではないという事実を改めて突きつけられています。より一層具体的に「地球規模で考え、足元から行動する」ことが求められる時代となっています。

・共生に基づく持続可能な自然環境の形成

持続可能な自然資源のあり方が模索される中、昨今、わが国の「里山(SATOYAMA)」という形態が世界的に注目されています。単に原生的な自然を保護するだけではなく、二次的自然地域としての利用形態が、生物多様性の保護という観点からも効果的であり、調和という点から高い評価を受けています。地域の森林や緑、海や川の環境を大切に、その価値を高め、次の世代に返していく具体策を体系的に取り組むことが求められます。企業・地域・個人などがそれぞれの責任で地球環境を守ることが求められる時代となり、森林保全に関わるフォレスト認証制度の活用や、海・山・里が一体となった環境保全及びその流通、加工に関わるMSC(海洋管理協議会)の漁業認証制度など、経済活動の中において、具体的な制度が普及しつつあります。

・求められる再生可能エネルギーの地域での実践

エネルギー利用の持続可能性が懸念される中、再生可能エネルギーが注目されています。わが国においても、震災以降、夏場や冬場における電力不足が深刻な問題となつていきます。原子力を除くと、わが国のエネルギー自給率は、わずか4.4%程度であり、安全保障の点からも、エネルギーの多様化が求められています。また、わが国は京都議定書の第二約束期間への参加を見送りにしましたが、温室効果ガスの削減もまた、地球規模規模で解決しなければいけない問題であるという認識の下、独自の削減目標を掲げています。その点からも、二酸化炭素排出量の多い化石燃料の使用に頼らざるを得ない状況から、再生可能エネルギーの活用を早急に具体化し、代替していくことが求められています。



電源別発電電力量構成比
出所：電気事業連合会

4、グローバル化する産業競争と地域経済の再生

世界経済の情勢として、昨今TPP(環太平洋経済連携協定)が注目されています。これは、各分野において高い水準での自由化を目指した貿易協定であり、世界経済へのその影響は計り知れません。そのメリットを最大限享受するとともに、守るべき産業を守るより優位な競争条件を勝ち取ることも、地域経済の再生を行うため、わが国も2013年より交渉に加わりました。

・TPP(環太平洋経済連携協定)により本格的な国際競争にさらされる地域産業

現在わが国も含めて、交渉が進められているTPPでは、各分野について例外的な関税撤廃・削減を原則として検討が行われております。産業が一層グローバル化していく中、もはや保護主義的な政策によるのみ地域産業を守ることは困難となっており、厳しい競争にさらされても消費者に選ばれ、勝ち残ることができる、自立・持続のできる「足腰の強い地域産業」を構築していくことが求められています。

【現行計画の記述】 まちづくりの着眼点

4. 情報・交流型社会の到来

ITの著しい発展による情報通信ネットワークの世界的な普及に伴い、情報化が急速に進展しています。広域交通体系の拡充により、国内外の人、モノの移動も飛躍的に拡大しています。本町においても高速情報通信サービスの拡充、三陸縦貫自動車道の延伸・開通など、本計画期間において、情報・交流型社会といった時代の流れ・変化へ対応することが求められます。情報・交流型社会においては、人、モノ、情報、資金が交流する状態が多様に創出されることに伴い、交流人口をいかに町内に増やしていくかが地域活性化の鍵となります。

・富の源泉は「情報・知識」に変化

今後の地域経済の活性化においては、情報が価値を創造するとともに、実体ある自然・人・生活を磨くために「情報の体系づけ」が重視される時代が到来するという認識が必要です。情報や技術の蓄積をいかに流動させるか、「知識」と「知恵」が一層重視される時代が始まっています。東北地方で進められている「まちづくり ※ 産業クラスター計画」は、こうした流れに対応したものであるといえます。これからの富の源泉は、「知恵」や「知識」を有する人材へと変化します。多彩な人材をいかに町に呼び込み、そのネットワークを活かしていくかが本町の経済活性化にとって重要な要素となります。また、そのためには、多くの人を惹きつける要素となる、美しい自然や街並み、文化的雰囲気、開かれた気風、利便性の高い生活基盤などの総合的な町の魅力を高めていくことも必要となります。

時代の変化

5. 情報通信・コミュニケーション技術による豊かなまちづくり

わが国では現在、従来のITという言葉にコミュニケーションの概念を加えたICTという言葉が、行政機関および産業界を中心に急速に普及しています。スマートフォンやタブレット端末等、数年前には考えられなかつたような情報ツールで世の中はますます便利になっており、もはやあらゆる分野において、情報通信ネットワークの存在は欠かせないものとなっています。

・世代間の情報格差の拡大

近年、世代を問わずスマートフォン利用が急速に拡大しており、またビジネススマンやその世代を中心に、タブレット型端末の普及も目覚ましいものがあります。これらは、これまでの情報通信ネットワークの常識を大きく変え直した。世の中が一層便利になる一方で、高度化・複雑化する機器や機能に、高齢者をはじめ追いついていない人が少なくない状況です。加速化するこれからの超高齢社会において、これらを有効的に活用し、誰もがその利便性を享受できるようにするためには、人々のITリテラシーの底上げが重要になってきます。

・ICTを活用したまちづくりの取り組みの具体化

総務省により、今後の成長戦略としてICTを積極的に活用していくことが提唱されており、近年その取り組みが注目を集めています。産業界だけでなく、電子行政や社会インフラの効率的な管理、健康長寿社会に向けた取り組みなど、現在の公共分野が抱える大きな課題群に対しての有効な解決策となることが期待されており、今後のまちづくりにおいては、ICTの有効活用が鍵となります。また、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧においても、ICTを包括的に活用して効率的・効果的なまちづくりをしていくことが期待されています。

6. 交流基盤の活用による地域間競争への対応

羽田空港の滑走路拡充を伴う国際ハブ空港化、および新幹線網の整備をはじめとした広域交通体系の拡充によって、物理的にも国内外の交流が益々便利なものとなっています。本町においても、三陸縦貫自動車道登米津川道路が平成27年に開通予定であり、これによって仙台都市圏との時間や距離が大幅に短縮され、町内外の交流が盛んになることが期待されています。このようなインフラの整備に伴い、他市町村との競争の中で、交流人口をいかに増やしていくか、実行性のある具体策の展開が地域活性化の鍵となります。

・広域交通体系の活用

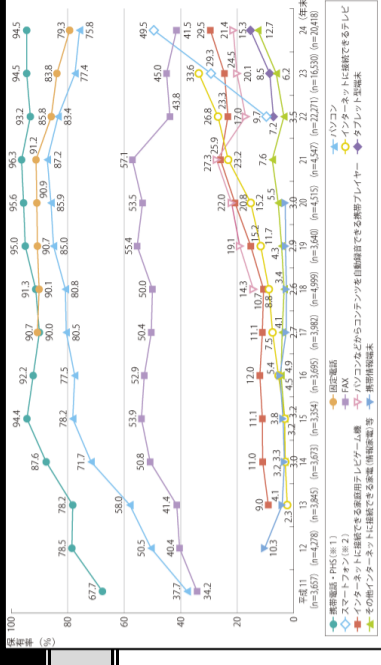
近年の目まぐるしい経済的・政治的交流の中で、昨今わが国においても広域交通網の急速な整備が進められています。ローコストキャリア(LCC)が台頭し、人々にとって世界がますます身近になる中で、わが国を代表する羽田空港は、2013年の滑走路の拡充に伴い、国際ハブ空港としての機能充実が進んでいます。全国をつなぐ新幹線網においても、2011年に九州新幹線が全線開通し、また東北新幹線の新函館への延伸計画が前倒しされることになりました。加えて、北陸新幹線の開業による北陸地方へのアクセスの利便化も期待されています。リニア中央新幹線の整備着手も併せて、広域交通インフラの整備が進められる中で、これらのハードをいかに有効に活用していくかが重要となってきます。

・広域道路ネットワークの充実への対応

政権交代によって、一時的に見送られていた交通網のインフラ整備が、再び勢いを増しました。東日本大震災の影響を受けたことも要因となり、近年全国の広域交通網の整備が加速してきています。わが国の国・都道府県道の実延長は、2016年時点で184,619.1kmとなっており、またそのうちの整備率は、59.6%、改良率は75.9%、舗装率は71.9%となっています。(国土交通省)

・世界の中で選ばれる、誰もが訪れたいまちづくり

震災の影響で一旦落ち込みはしたものの、近年わが国の訪日外客数は増加し続けており、2013年には1千万人を越えています。本町の場合も、震災以降観光客は増加傾向にあり、その経済効果は他産業への波及効果も含めて計り知れないものがあります。本町には、魅力的な自然景観や全国に誇れる水産物や農産物などの魅力ある地域資源が豊富にあります。これらを有効活用して、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムなど体験型産業の取り組みや、6次産業化という考えの下、観光業が地域経済の活性化を牽引する姿を構築していくことが重要となります。



総務省「平成25年情報通信白書」

※ICT:Information and Communication Technologyの略で、ITの概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。ITとほぼ同義語ですが、情報通信技術のコミュニケーション性によって、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現となっています。

※ITリテラシー:情報を自己の目的に適合するよう使用できる能力

※整備率=整備済延長/実延長

整備済延長=改良済延長(車道幅員5.5m以上)
一混雑度1.0以上の延長(車道幅員5.5m以上)

※改良率:幅員5.5m以上

※舗装率:簡易舗装を除く

【現行計画の記述】 まちづくりの着眼点

5、社会参加意識の高まりと地方分権の推進
 心の豊かさを重視する価値観の高まりとともに、自己実現の手段としてボランティア活動やまちづくりへの関心が高まっています。平成7年の阪神・淡路大震災以降、市民活動やボランティア活動への関心が高まり、平成10年の特定非営利活動推進法の成立により、各地で※NPOがまちづくりの一翼を担うようになってきています。
 一方、国、地方の関係においては、厳しい行財政状況の下、平成12年の※地方分権一括法の施行を契機として、中央集権型から地方分権型の行政制度への移行が急速に進められています。併せて※三位一体の改革では、地方の自主性・自立性を高めるとともに、行財政改革を進め、財政を健全化することが、極めて重要な行政課題となっっています。
 さらに町村合併の進展に伴い、基礎的自治体の強化・広域化が進む一方で、従来からの地域コミュニティの機能を維持・活性化する必要も高まっています。

・協働のまちづくり

今後のまちづくりにおいては、市民の発想と活力で、地域の課題を自ら解決する実践が求められます。
 特に、福祉・環境・防犯などは、地域において、住民と住民、企業と住民、学校と住民などの多様な連携が必要となってきます。「身近な地域から、よいまちをつくる」ことを、住民と行政の協働により一層実践することが求められます。
 情報化の進展等に伴い、都市部であれ、農山漁村部であれ、生活様式や価値観は同様に多様化しています。小さな協働をいくつも生み出すことで、市民と行政のパートナーシップを築いていくことが求められる時代になると考えられます。

・地域力の向上

本計画策定の一環として実施したまちづくり住民意向調査の結果からは、行政による情報公開の積極化、行政と市民等の対話の拡充といった町側の対応課題が指摘される一方で、市民のまちづくり意識の啓発といった町民側のまちづくりに対する態度が消極的であるといった自らの課題も多くの町民によって指摘されています。
 多様な人材を地域の中から発掘することは勿論、町外から人材を招き入れる柔軟性、開放性をより高めていくこと等が重要であり、様々な主体が連携して、地域力を高めていくことが求められています。

時代の変化

7、持続可能な地域自治の確立
 わが国の財政は依然として厳しい状態にあります。東日本大震災からの復興、及び長期に及ぶデフレ脱却の施策として、第二次安倍政権では、アベノミクスと称される大規模な経済対策が行われています。一定の成果を上げつつも、その代償として国の借金である国債の発行額は既に1千兆円を超えるまじになりました。
 このような状況の中で、市民の多様なニーズに応え、一方で財政を健全化するためには、地方が一層自主性・自立性を高めて行財政運営を行っていくこと、またNPO団体、およびボランティア団体と行政が連携をとり、多様化するニーズに対し効果的なまちづくりを進めていくことが極めて重要となってきています。
 東日本大震災に際しては、多くのNPOやボランティア団体が活躍しました。阪神・淡路大震災以降の市民活動・ボランティア活動の高まりから、昨今ではあらゆる社会分野に関わる団体が設立され、各々の自治体が制度を構築することで、まちづくりにおいて欠かれない存在となってきています。

・地域の自治力の強化と企業等との協働によるまちづくり

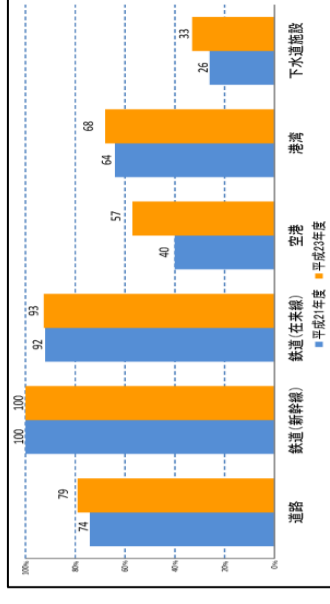
国においては、政策や時代要請によってさまざまな取り組みが見直されましたが、地方自治体が自ら考え、行動するという方向性自体に大きな変化はなく、一貫して地方自治体が自立して、財政健全化を目指していくことが求められています。このような流れの中で、2014年4月時点で、1,718市町村のうち308市町村が、自治基本条例等のまちづくりの基本原則を明示した条例を制定しており、また現在も制定に向けて検討を行っている自治体があります。(NPO法人公共政策研究所データ)
 まちづくりはもはや行政機関のみで運営可能なものではないと言認識が定着してきています。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員削減や、PFI及び指定管理制度等を通じて、民間事業者の経営ノウハウなどの力を活用する取り組みが始まっています。
 今後は、民間事業者やNPO団体などが行政機関と適切な関係のもとで、具体的なまちづくりの役割分担や連携を一層進められるような環境整備を行い、多様な公共ニーズに的確に対応できる公共と民間の協働体制の構築が求められます。

・住民相互の助け合いの意識と仕組みの再構築

少子高齢化が進み人口構造が変化していく中で、地域社会においては、コミュニティの確立が一層重要になってきています。高齢者介護、子育て支援など、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに対応できない状況にあり、これからの地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う社会の構築が不可欠です。
 本町においては、特に震災被害を受けて、これまでの隣近所の付き合いを失ってしまっただ人も多く、仮設住宅での生活を余儀なくされている現状の中、今後も住宅地の高台移転等によりコミュニティが再編されることとなります。そこで、今後の社会環境の変化に対応できる基盤を構築するためにも、特にコミュニティの再構築や相互の見守りの体制づくりに注力していくことが求められます。

・地方の視点による持続可能な行財政制度の構築

昨今、高度経済成長時代に建設された道路・下水道等の社会基盤及び公共施設の老朽化が深刻化しています。公共施設に関しては、国が各自自治体に対して、適切な維持管理を行うことを目的として、固定資産台帳の整備を義務化するともに、公共施設等総合管理計画の策定を促進しています。これらに基づく社会基盤及び公共施設の更新整備には、莫大な費用が予想されるため、各自自治体において統廃合を含めた運用方法を再検討する動きが広がっています。
 また、少子・高齢化の進行によって、人口構造が変化する中で、国の財源見直しもますます厳しくなっています。国の社会保障制度や税制の抜本的な見直しが行われており、もはや国も地方もこれまでの行財政の考え方で健全性や創造性が確保できなくなりつつあります。このような中で、地方自治体は、それぞれの創工夫によって、自立性を高められるよう、国が構築する制度を効果的に活用しながら、持続可能な行財政運営を行うことが求められています。



公共インフラ等の耐震化の状況
 出所：内閣府「平成25年度版防災白書」

**②南三陸町総合計画（2007～2016）
施策の大綱に対する実績・成果と課題整理（1～7）**

1、安全で安心なまちづくり

住民がそのまちに住みたい、住んでよかったと実感できる重要な要素の一つに、暮らしの安全・安心に対する備えができてきているということがあげられます。

本町は、過去に地震津波による災害の被害を幾度も受けてきました。また、近い将来、高い確率で宮城県沖地震の発生が予測されていることから、大規模災害を想定した防災対策や消防・救急体制の構築・充実が喫緊の行政課題となっています。

地震津波等による大規模な自然災害から町民の生命・財産を守るには、「自助」、「共助」、「公助」の3つが備わって初めて実現され、これは行政による対応だけではなく、「自らの身は自らが守り」、「地域のことは地域で解決」という精神の下、地域や関係機関等との緊密な連携、町民自らの意識の高揚が重要となります。

今後、災害に備えた体制づくりとして、各種防災施設の充実・強化といったハード面の整備はもろろんのこと、防災拠点機能の充実や地域防災組織づくり、防災訓練等を通じての防災意識の向上、災害時の情報伝達手段の確保、救急救命体制の充実などの具体的な災害・被害を想定したそれぞれの立場、役割分担に基づいた地域防災システムを構築していきます。

また、交通安全対策、防犯対策の推進なども安全で安心なまちづくりを進める上で、大変重要な要素となっています。

住民同士の間がかりが地域の安全・安心の源泉であることから、地域が主体となった自主防災体制の整備、交通安全対策や防犯対策を関係機関と連携し、着実に実行し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

・災害に強いインフラの再構築と減災に基づいたまちの形成

本町では、平成23年の未曾有と言われた東日本大震災のみならず、過去に地震津波による災害被害を幾度となく受けてきました。そのため、これまでも防災に関して、積極的に取り組んできましたが、今回の震災は人々のその想定を遥かに超えるものとなりました。

そこで、本町では「震災復興計画」を策定し住宅や公共施設の高台移転を進めてきています。現在は、一部地域において災害公営住宅への入居や高台の造成団地の分譲が始まっており、平成29年までに全世帯の高台移転を予定しています。高台における町庁舎や町立南三陸病院・総合ケアセンターなど公共施設の高台移転や防潮堤のインフラ整備も進めており、今後も引き続き完成に向けて計画通り着実に進めていくことが求められます。

さらに平成25年に「地域防災計画」の見直しを行い、これまでの「防災」という考え方から、いざ災害が起きた時に被害を最小限に抑える「減災」という考え方へと力点をシフトしました。計画においては、避難路・避難場所を再指定し、津波避難施設の配置、津波避難誘導標識の設置、及び防災備蓄倉庫等の整備を進めるとし、また避難路のネットワーク化検討、防災行政システムの復旧等についても盛り込みました。

今後は、震災復興計画に基づく着実な復興の実現を進め、地域特性、利用者等に配慮した具体的な整備、加えて運用のルール、活用ルールの構築等、減災に基づいたまちの形成が求められています。

・常日頃からの想定外への対応力と震災経験の確実な伝承

震災前には、広域連携の取り組みとして、いざと言うときのために、岩手・宮城県際市町災害時協定の締結を行いました。また、震災後新たに長崎県南島原市との防災協定を締結しました。日々の消防に関しては、気仙沼市ともに広域事務組合を設立しました。

また、各種防災施設の充実・強化といったハード面からの整備はもろろんのこと、自主防災組織の支援や、平成26年から「総合防災訓練」を再開する等、住民主体による防災意識の啓発に取り組んでいます。震災を受けて、「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」の制定を進めており、その中で「南三陸町安全・安心の日」の制定も盛り込んでいます。

今後とも、行政のみならず町民自らが津波防災への高い意識を持ち続けるとともに、また仮設住宅や、移転後の高台団地等、新しいコミュニティでの防災意識を高めていくことが必要です。

2、集いと賑わいのあるまちづくり

本町の経済は、第一次産業の先行き不透明感からくる担い手不足や消費動向の多様化・広域化等に起因する中心市街地の空洞化など、総じて厳しい状況にあります。また、まちづくり住民意向調査では、今後のまちづくりに必要と必要施策として、雇用の確保という意見が多くみられます。新たな産業の創造、職場産業の振興及び連携、そして町の地域特性に合った産業の誘致等による雇用の場の確保、若者の起業支援、女性や高齢者が活躍できる社会づくりなどの施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

集いと賑わいのあるまちづくりを実現するためには、本町の基幹産業である農林水産業や商工業などの地域経済の活性化が非常に重要な課題となっております。また、まちづくり住民意向調査では、今後のまちづくりに必要と必要施策として、雇用の確保という意見が多くみられます。新たな産業の創造、職場産業の振興及び連携、そして町の地域特性に合った産業の誘致等による雇用の場の確保、若者の起業支援、女性や高齢者が活躍できる社会づくりなどの施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

内発的で持続的な地域経済の活性化を推進するためには、事業者自らがそれぞれ競争力を強化することが重要です。今後は個々の産業の振興を図ることに加えて、各産業間のネットワークづくりを支援・推進することで、町の産業全体が一体となった自立的な地域経済を創造し、地域の雇用環境の改善、産官学の連携や外部の知識・情報・人材等を活用した新たな南三陸の産業づくりを積極的に推し進めていきます。

特に、本町には豊かな地域資源があり、これらを活用した安全で高品質な農林水産品を地域ブランド化する取組みを推進します。また、魅力ある海・山の自然環境を背景としたグリーンツーリズムやブルーツーリズムに代表される交流型産業と観光を連携させ、交流人口の拡大に向けた施策を積極的に展開していきます。

本町の特性を活かした価値ある魅力的なモノと町全体から醸し出される魅力的なイメージとの相乗効果により「南三陸」そのもののブランド価値を磨き、高めるよう、積極的に施策を実行していきます。

また、町の賑わいには、その核となる各種サービスを提供する場(中心市街地)がしっかりと機能していることが必要です。そのためにも、中心市街地も時代とともにその様を変えていく必要があります。今後、本町における中心市街地のあり方や機能を検討し、まちの賑わい創出に向け総合的な取組みを早急に進めていきます。

・各産業の生業(なりわい)としての再生・再構築

農業に関しては、地形的特長により小規模農地が多いため、園芸等施設型農業に注力してきました。津波により被災した農地については、瓦礫や堆積物の撤去や除塩等の復旧を行うとともに、ほ場整備による生産基盤の強化に取り組んでいます。

今後とも優良農地の確保と有効利用を促すとともに、担い手協議会等を中心に、多様な担い手を育成・確保することが求められています。

林業に関しては、津波により塩害被害を受けた山林の伐採がほぼ完了しました。地場木材を有効活用するため、公共事業や住宅建築材等への利用を促すとともに、木質バイオマスエネルギーの普及に努めています。

今後とも計画的な森林経営や人材育成に取組むとともに、地場木材や木質バイオマスの資源の有効活用など地域内循環の仕組みづくりが求められています。

水産業に関しては、これまでつくり育てる漁業に注力し、資源管理型漁業に努めてきました。震災により被害を受けた漁場や漁港、卸売市場等の水産関連施設の復旧整備等が行われ、水揚げ金額・数量ともに震災前と同じくらいまで回復しています。

今後とも基幹産業として、環境に配慮した持続可能な漁業を追求し、なりわいの場として本町の産業を牽引することが求められています。

商業に関しては、被災後、志津川地区及び伊里前地区の仮設商店街の形成や福興市の開催等により、観光客や復興関係者等の集客を伸ばしています。

今後は、住まいの高台移転や復興事業の収束を迎えていく中、高台や低地に商業機能を適正に配置し、魅力や利便性が高く、持続可能な商業地を形成していくことが求められています。

・産業間連携による6次産業化とブランド化

これまで豊かな自然環境を活かした地域協働型のグリーンツーリズム・ブルーツーリズム等交流型産業の推進により、民泊事業などが定着しましたが、震災により交流人口(観光客数)は激減しました。現在、徐々に震災前の水準に戻りつつありますが、交流人口をさらに拡大させるためには、産業間で地域資源の有効活用を図り、6次産業化やブランド化が求められています。

また、これらを担う人材の育成や交流を支えるプラットフォームの構築が求められています。

3、みんなであえあう健康のまちづくり

本計画の目標年次である平成28年には、本町の高齢化率は30%を超えることが確実視され、また、少子化も今後一層進行していくことが予想されています。本町には、このような流れを見据えた保健・医療・福祉政策に対する総合的な取り組みが求められています。

町民が健康であることは、まちの活力を支える上で非常に重要であり、町民自らが心身の健康づくりに積極的に取り組み、健康で自立した生活ができる体制を整備し、一人ひとりが心豊かで自分らしい生活ができるまちづくりの具現化に向けた各種健康施策を推進していきます。

また、高齢社会が進行する現在、医療・福祉に関する町民の期待は非常に高まっています。公立病院は本町の中心医療施設としての機能を十分に果たすため、診療体制の充実に加え、町内外の医療機関との連携、機能分担を明確にし、更なる地域医療体制の充実を図っていきます。

将来にわたり高齢者が元気に生活できるまちづくりのため、介護予防に重点をおくとともに、一方で介護を必要とする人が必要ときに支援を受けられるよう、今後、そのニーズに対応する受け皿・担い手について検討を進めます。

また、障害者が地域で生活していくためには、当事者や家族にとって必要なサービスが適切に提供されなければなりません。行政、住民、企業等がそれぞれの役割を認識しながら、地域全体で障害者の自立を支える体制づくりを推進します。

あわせて、人口減少社会における子育ての価値を町民が共有し、今よりも安心して子どもを産み育てることができるように、地域全体で子育てを支える環境づくりに努め、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供と子育て支援に関する経済的負担の軽減を図るための施策を総合的に推進します。

地域で共に支え合うなかで、誰もが安心して暮らせる地域福祉の環境づくりを進めるため、高齢者や障害者一人ひとりの状況に応じた交流機会の充実や就業の場の開拓などの社会参加を支援し、可能な限り地域において自立した生活を営み、生きがいをもって暮らせる健康のまちづくりを推進していきます。

・高齢化を前提とした制度・環境の構築

本町では、健康増進策として、「健康みなさんりく21計画」、及び「みなさんりく食育推進計画」等に基づき、町民の健康意識の醸成と、体系的な取組みに努めてきました。震災後には、仮設住宅入居者を主な対象に、心のケアを中心とした相談事業を継続的に実施し、その結果として町民の健康づくりへの意識が高まっています。

また、高齢社会が深刻化する中で、医療・福祉に関する町民の期待は非常に高まっています。本町の医療体制の核であった公立志津川病院は震災で流失しましたが、現在は、高台にて公立南三陸診療所が仮施設で運営されています。平成27年度には、総合ケアセンターとあわせて、町立南三陸病院として開業する予定となっています。

引き続き一層の診療体制の充実とともに、町内外の医療機関との連携や機能分担を明確にし、更なる地域医療体制の充実を図っていくことが重要となります。また、阪神・淡路大震災の教訓から、震災後数年経過した後には心身の不調が増加する可能性もあり、町民の健康づくりが今後の重要な課題となります。さらに、地域包括支援センターを中心にしながら、ボランティア団体や各種民間組織と連携し、介護が必要な高齢者に対しての、包括的なケア体制の構築に取り組んでいくことが求められています。

震災後、避難所生活、応急仮設住宅での暮らし、高台移転など、生活環境が激変する中で、将来にわたり高齢者が元気で安心して暮らせるように、新たな住環境の中で地域の包括ケア体制の整備や総合的な介護予防システムを確立するとともに、地域が一体となって高齢者の自立した生活を支援していくことが求められます。

・地域が一体となった子育て環境の形成

本町では、子育て支援センターにおけるイベントの充実や、子育てに関わる相談、保育者のネットワーク化、及び幼保連絡協議会の開催等子育て支援ネットワークの構築に取り組んできました。また、名足保育園の整備等、地域のニーズに合わせた適正な保育サービスの充実にも取り組んできました。現在は志津川・歌津・戸倉の三カ所において、高台の団地造成に合わせた子育て拠点施設の計画や整備が進められています。

今後も、平成27年度から本格的に国がスタートさせることが想定されている「子ども・子育て支援制度(※)」に基づき、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定子ども園・幼稚園・保育所などの計画的な充実、安心して育てられる環境の充実の取組みながら、町民全体の支え合いを啓発していくことが求められています。

※子ども・子育て関連3法、(平成24年8月)
 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第66号)
 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

■ 南三陸町総合計画(2007～2016) 施策の大綱に対する実績・成果と課題整理4

【現行計画の記述】施策の大綱

4. 環境と調和したまちづくり

環境問題がグローバルズアップされている現代、個人それぞれが地球規模での環境保全に貢献していくことが求められています。町民一人ひとりが自らの暮らしと環境との関わりについての認識を深め、町民・企業・行政などの多様な主体の連携の下、循環型の地域社会を早期に実現していくことが必要とされています。

また、近年の生活様式の多様化により、快適な生活環境に対するニーズは多岐に及んでおり、本町においても、まちづくりの基礎となる社会基盤の整備・充実が課題となっています。

特に、町民の生活に直結した汚水の処理やごみの処理、斎場の整備などは優先的課題として対応することが求められており、また、高速交通体系の整備、主要幹線道路の充実等の道路整備と公共交通網の充実など生活利便性の高い環境を創り出していくことも、町民が快適な暮らしを送る上で重要となっています。

また、環境と調和した資源循環型のまちづくりを協働により推進するため、地域内資源循環サイクルの構築や企業活動における環境負荷を低減する取組みへの支援、町民に対する環境意識の啓発などを総合的に推進していきます。

本町の自然環境は、次代に引き継ぐ貴重な財産であり、積極的に保全する必要があるとします。この自然の生態系は海・山・川の良好なバランスの上に成り立っていることを踏まえ、山林の水源涵養機能を向上させる取組みや農地を保全する取組み、そして志津川湾をはじめとした沿岸水域の水質を保全する取組みを一体的に実施していきます。

さらに、広域的なごみ処理の検討や斎場の整備により生活環境の充実に努めるとともに、三陸縦貫自動車道の早期整備促進と国道・県道等主要道路の整備促進を図り、公共交通網の充実や環境と調和した快適な住環境、公共施設のバリアフリー化などの社会基盤の整備や行政と町民の協働による美しい景観形成により、まちなかの環境美化に努め、安定した水の供給を含め、町民が安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

これらの取組みを通して、海・山・川を一体的に保全し、豊かな環境と調和のとれたまちづくりを推進していきます。

主な取り組み・成果と課題

・社会基盤の再構築と計画的な維持管理による効率的利用

これまで、人・モノが行き交い活気のある町を形成するため、町外との交流の基点となる三陸縦貫自動車道の早期の全区间供用を請願するとともに、あわせて町の骨格を形成する国道の整備が進められてきました。

また、昨今公共インフラの適切な維持管理を行っていくことが全国各自治体の機能として重要視されており、本町においても、流失した道路台帳の再生等を実施し、将来の維持修繕の基盤づくりに着手しています。

今後とも三陸縦貫自動車道の全区间供用を促進するとともに、橋梁や路肩が弱くなっている道路をはじめインフラの計画的な修繕と、そのための財源の確保の具体化が必要となっています。

・高台移転を踏まえ新たな環境対策の策定

汚水処理に関しては、志津川地区にて下水道の整備を行い供用を開始したものの、津波による震災被害を受け廃止することとなりました。現在は、合併浄化槽により代替しています。

ごみ処理に関しては、近隣自治体との広域連携の取り組みを模索してきましたが、震災後は気仙沼市へ焼却の委託を行っています。今後は、恒久的なごみ処理の体制が求められます。

斎場に関しては、町内の斎場施設の整備を行いました。震災により被災しましたが、現在は施設を復旧して再稼働しています。

また、従来より課題となっていた再生可能エネルギーに関しては、バイオマスや木質ペレット等の有効利用による資源循環サイクルの検討を進めてきました。今後とも、海・山・川等の恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、高台移転に伴う新たな住環境に対応できる環境対策の再構築が必要です。

5、知性と豊かな心を育むまちづくり

近年、少子化や教育改革論、いじめ問題等、学校教育に対しての関心が全国的に高まっています。

本町の学校教育においては、未来への無限の可能性を秘めた子どもたちが、本町地域において心身ともに健やかに育ち、様々な学習と経験を通じてより高度な課題に立ち向かえる基礎学力と基礎体力が定着するよう取り組んでいきます。

町立学校では、「たくましく(健康な身体・強い意志)」「やさしく(思いやり・感謝)」「かしく(自ら学び考える)を基本に指導を進めるとともに、これらの実現に向け、教員の資質・指導力の向上の意識付けを図っていきます。あわせて、学校の立地条件等の地域性を活かし、総合的な学習の拡充による「特色ある学校づくり」を進めていきます。

また、学校週五日制が定着し、子どもたちが学校以外で過ごす時間が増えていることから、地域の人材、資源を活かした教育の充実や家庭教育との連携により子ども個人の個性や能力を伸ばし、次代を担う人材を育成していきます。

生涯学習が活発なまちづくりには、町民だれもがいつでも楽しく学べる場と機会が充実している必要があります。そのため、多様な町民のニーズに対応した学習機会を設けることにより、技能や知識を高めようとする意欲ある人材を育成する生涯学習の仕組みを構築していきます。

また、健康や生きがいづくりの面から、今後、スポーツ・レクリエーションを楽しむ町民が増えることと予測され、そのニーズに合ったスポーツの機会を提供し、多くの町民が生涯を通じてスポーツを楽しむような取り組みを行っていきます。

さらに、本町の文化財や伝統文化は、先人たちが残し伝えてきた他に誇るべき貴重な財産であることから、これを保存・継承していきます。また、地域の個性、文化を創り育てていくという取組みも、地域の持続性確保という視点から重要であり、地域における芸術文化活動の推進や地域文化の担い手の育成を図っていきます。

・知性と豊かな心を育む、教育の充実

昨今の深刻な少子化を背景に、学校の統廃合について検討を進めてきた中で、戸倉中学校が被災したため、3校あった中学校を2校体制へと統廃合しました。本町では、特色ある学校づくりの一つとして、中学校と高等学校との間の積極的な連携を図るため「中高一貫教育制度」を取り入れ、たしかな学力、かかやく個性、ゆたかな社会性を培う環境づくりに取り組んでいます。

また、津波被害を免れた各教育施設の老朽化が深刻化してきており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。加えて、本町においては、住宅団地の高台移転に伴い学区体制の再整備が課題となっています。

・健康的な生活を営むための生涯学習・スポーツの推進

震災以前には、生涯学習体制の整備・充実のために、町民の多様なニーズの把握に努めるとともに、多くの町民が生涯学習に取り組むことができるよう「生涯学習推進計画」の検討を進めてきました。また、町民への学習機会及び情報の提供や、社会教育関係団体の育成、さらには自発的な活動の支援に努め、それによって、学校教育・社会教育を通じた生涯学習推進基盤の確立を目指してきました。震災により、活動拠点であった公民館、図書館等の施設が流失したため、活動拠点の早急な整備と、また高台移転後のコミュニティを見据えた新たな教育機会創出のための計画的な取り組みが求められます。

また、スポーツ団体の組織整備・強化、及び指導者の育成により、団体の自主的な運営の促進に努め、各種大会・競技を通じて、町内の生涯スポーツの推進に取り組まれました。

震災後は、スポーツに対する町民ニーズに応え、各種スポーツイベントの開催や団体支援を行うとともに、新たな施設整備の計画に着手しています。今後は、復興事業の進展に伴うスポーツ施設の早期の施設整備、及び生涯スポーツ環境の体系的な整備が求められています。

・伝統・文化の保護・継承

町民が文化的で豊かな生活を送れるように、町民文化祭や芸術文化鑑賞事業等を実施し、また町民主体の団体を支援することによって、継続的な文化活動の担い手の育成を行ってきました。これらの取り組みは、震災後も継続しており、引き続き関係支援団体からの各種芸術文化チャリティ事業等を中心に多数受け入れ、優れた芸術文化に触れることで、心を癒し復興への原動力になっています。

今後は、被害を受けた文化財の修理・修復等を行い、地域の歴史・文化を次世代に継承していくことが求められます。

6. 参加と協働が活発なまちづくり

町の将来は、町民、企業、行政など様々な主体の連携と協働によって創られていく必要があります。そのためには、多様な主体が主役となって存分に活躍できるような環境を創ることが重要です。まちづくりに対する理念・将来像を町民と行政が共有し、良好な信頼関係を構築していくことが協働のまちづくり実現への第一歩となります。

行政、町民それぞれが、まちづくりに向けた活動を主体的にそれぞれの責任において実行していくことが、町民主体のまちを創り、「小さな役所」の実現につながっていきます。

今後、地方分権が進むなかで、国から県へ、県から市町村へと権限委譲がますます進みます。それに伴い、町はまちづくりに対して自己責任、自己決定の下、独自の施策を展開していく必要があります。その手段のひとつとして、事業の計画から実施に至る様々な段階において、※パブリックコメントや公聴会等の様々な町民参加の機会を設けるとともに、まちづくりへの町民の参加を促すために、広報事業を充実し町民に分かりやすい行政情報の提供に努めていきます。

さらに、参加と協働が活発なまちを実現するためには、地域で抱えるいろいろな問題を地域で解決できる仕組みを整えることも必要となることから、地域振興センターを有効に活用して地域コミュニティの整備・充実を図っていきます。

あわせて、まちづくりに参加したい町民が自主的なまちづくり活動を展開できるように、その受け皿となるボランティア組織の育成やNPOの設立支援、地域団体などの活動を促進します。

また、生き生きとした活発なまちにするためには、町民が交流する機会を積極的に設け、ふるさと意識を共有することが必要です。そのことが、町民の一体感の醸成へとつながっていきます。

このほか、海外や町外の人々との交流、また、地域独自の歴史や文化との交流などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていくとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活躍できる参加の場を創り、提供していきます。

・地域との協働による持続的なまちづくりの実現

本町では平成18年より、町長自らが「町長出前トーク」に取り組み、町民の町政参加機会の確保に取り組んできました。震災後は事業として中断はしているものの、復興状況等の説明会、まちづくりニュースの発行、仮設住宅等への情報冊子の配布、ホームページにおける情報提供を行っています。

地域自らの課題解決の仕組みとして、地域振興センター長と公民館長の併任により、地域が主体的なコミュニティ活動を展開できる体制の構築に取り組みました。現在は、仮設住宅での生活の中で、また多くの集会所や公民館が流失したことも重なり、町内のコミュニティ活動には限りがあります。そのため、今後は高台団地への移転に合わせたコミュニティの再構築を図るとともに、復興後のまちの新たな課題を見据えつつ、具体的な協働の実践をしていくことが求められます。

福祉分野等をはじめとした、町民主体のボランティア活動に対して支援を行い、ボランティア組織の育成等に努めてきました。震災時には、全国から多くのNPO、及びボランティア団体が駆けつけ、社会福祉協議会が中心となり対応を行ってきました。

今後は、引き続きまちづくりの担い手となるよう町内のNPO等の活動組織を育成することと、ボランティア団体との連携を継続していくことが求められています。

・ふるさと意識の醸成

町民のふるさと意識醸成のため、おらほのまちづくり支援事業を用いて、町内のおさかな通りにまちなか交流館を建設する等、交流事業の推進を行ってきました。また、震災後には、町民が一丸となれるように福興市の継続的な開催も行ってきました。今後は、多くの町民が、愛着を持ち続けることと、転出した町民が生まれ育った町に戻ってきたくなるような取り組みなど、ふるさと意識の更なる醸成に向けた取り組みが必要となります。

南三陸町総合計画(2007～2016) 施策の大綱に対する実績・成果と課題整理7

【現行計画の記述】施策の大綱

7、戦略的な地域経営の展開

地方分権時代が本格的に到来することを受け、地方自治体は自主的・自立的な行政経営へ転換することを強く求められています。

国・地方を通じた厳しい財政環境を背景として、本町においても効率的で合理的な行政経営の確立が課題となっています。

安定した地域経営には、足腰の強い財政の裏付けが必要であり、今後も自主財源の長期的・安定的な確保を図るとともに、事務事業の見直し等による歳出抑制策をあわせ、弾力的で効率的な行政経営を可能にする財政構造への転換を進めていきます。

限られた財源の中で行う地域経営には、「選択と集中」という視点が重要です。政策の実現には、人、モノ、情報、資金といった経営資源を効果的に活用することが必要です。その手法として、施策、事務事業の実施にあたっては、行政評価の考え方を導入します。

また、これからのまちづくりには、職員の意識改革も重要です。職員一人ひとりが行政運営から地域経営へと意識を切り替え、常に問題意識を持って施策目的の達成を目指すことが求められます。

協働のまちづくりの推進に必要な様々な専門的能力を向上させるために、職員研修を積極的に実施する等の人事管理の充実を図っていきます。

さらに、行政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度の導入を推進し、多様化・高度化する住民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

さらに、行政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度の導入を推進し、多様化・高度化する住民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

地域情報化の推進にあたっては、より一層の情報提供・情報共有を進めるとともに、個人情報保護の徹底する等の情報の厳正な管理を行います。

生活圏の拡大や町民の教育・文化・医療・福祉ニーズを充足する観点から、周辺市町との広域的な連携を推進します。

主な取り組み・成果と課題

・より一層の効率的・効果的な行政運営の実現

本町では、合併の後、平成19年に「集中改革プラン」を策定し、事務・事業、保有資産の再編見直し、及び定員管理の適正化等を行い、健全な財政構造と適正な定員規模の追求に努めてきました。

人材育成や能力開発については、国・県との人材交流を行うとともに、職員の階層別等の研修を積極的に実施してきました。これら研修の取り組みは、震災の年に一時中断しましたが、職員研修に関しては再開し継続しています。復興を成し遂げ、自立した自治体経営を進めて行くためにも高い志と能力を持った職員を育てていく仕組みづくりが求められます。

健全財政への取り組みについては、職員給与の見直し、事務事業の総合的な評価など歳出抑制に努めるとともに、収納対策の強化にも取り組んできました。

震災によって復旧・復興に対する行政需要が増えている中で、必要な時期・事業の財源を確保するため、平成23・24年度に予算化された交付金等を基金として積み立て、適切に管理・運用を行っています。今後は復興後の行政需要や財政規模等を見極め、適切な行政構造のあり方を検討し、町役場全体の最適化を図っていく必要があります。

その他、現在は高台移転に伴う元地の買い取りや高台宅地の造成、公共施設等の整備を進めています。今後はこうした町有財産を有効活用できるよう、まちづくりの進捗にあわせて、適切な活用手法を検討していくことが求められています。

・広域連携による行政運営の効率化とサービスの確保

震災前には石巻市、登米市と連携しゴミ処理の広域化に取り組むとともに、消防については気仙沼市と本町にて広域事務組合を設立して、共同で活動を行ってきました。ゴミ処理については、震災の後に気仙沼市へ事業委託しており、行財政の効率化とともに町民サービスの確保に努めています。

今後も、より一層の行政事務の効率化・適切な行政サービスの維持を図るとともに、人材の確保や実施が困難な事業について、広域連携の可能性を追求していく必要があります。

・復興後の自立性の高い南三陸町を築き上げる新たな行政文化の構築

本町では、震災によって、多くの職員が被災し、多くの人材も失いました。現在は、全国各地から100名を超える大勢の職員の派遣を受けるなど、多大な力を借りて町の復旧・復興の事業に取り組んでいます。また、将来にわたって南三陸町の行政運営を担う人材を確保するため、震災後は震災前の職員規模を目指し、職員の採用を積極的に進めています。

今後は、震災復興の事業が収束を迎える時期を見据えて、厳しい財政状況の中でも、町職員の力を結集し、町民ニーズに適切に対応した行政サービスを継続させていかなければなりません。創造的な政策展開を可能とするよう、これまで培われてきたコンパクトな町役場の利点や文化を継承しつつ、新たな時代を乗り切っていくために、多様な職員の力を十分に発揮して、的確に町民ニーズに応えられる仕事のできる職場環境・行政文化を構築することが求められています。

